

 神奈川



# トラック時報

4

2025  
April  
VOL.789

## TOPICS

- ◆ 令和6年度 第5回（通算207回）理事会が開催されました
- ◆ 川崎市より感謝状が贈呈されました
- ◆ 大船渡市の林野火災対応に関わる緊急物資輸送に協力しました

パソコン・スマホ版へ  
簡単アクセス!



神ト協会員専用ページのパスワード

**有効期限** 3/16～4/15まで **3407** です。  
4/16～5/15まで **4509** です。

# CONTENTS

## TOPICS

- 1 令和6年度 第5回(通算207回)理事会が開催されました／川崎市より感謝状が贈呈されました／大船渡市の林野火災対応に関わる緊急物資輸送に協力しました
- 2 「緊急物資輸送協力事業所研修会」を開催しました
- 3 令和6年度 ブロック懇談会を開催しました／吉田会長がラジオ番組に出演しました！
- 4 改正貨物自動車運送事業法について

## Information

- 12 令和7年度整備管理者選任前研修の実施について(神奈川運輸支局主催)
- 14 近代化基金推薦融資のご案内(概要)
- 15 県警本部長表彰優良運転者顕彰候補者募集
- 16 適性診断(初任・適齢)受診料助成のお知らせ
- 18 神奈川県トラック協会(初任・適齢)適性診断受診申込書
- 19 可搬型運転操作検査器(アクセスチェッカー・ミニ)貸出のご案内
- 20 令和7年度 ドライバー等安全教育訓練促進助成事業のご案内
- 21 令和7年度／神ト協実施予定の各種助成事業について
- 22 運転経歴証明書発行手数料助成事業について
- 23 タイヤゲージ使用モニター募集のお知らせ
- 24 働き方改革への取組に神奈川県トラック協会HPをご利用ください
- 25 予約制による健康診断の開催予定表(5月、6月)
- 26 令和7年 春の全国交通安全運動 神奈川県実施要綱
- 27 エコドライブ診断器(セーフティナビ)トラックバージョン貸出中です
- 28 重大事故報告書の改正及び価格改定について  
／神奈川県トラック協会ホームページがリニューアルしました！
- 29 無料法律相談のお知らせ  
／全日本トラック協会「同一労働同一賃金WEBセミナー」のお知らせ

## 総合安全プラン2025

- 30 「日常点検講習」開催のご案内(Gマーク加点対象)
- 31 ドライブレコーダー活用講座のご案内(Gマーク加点対象)
- 32 ドライバー向けエコドライブ講習会開催のご案内(Gマーク加点対象)
- 34 安全教育リーダー養成講座のご案内(Gマーク加点対象)
- 35 運転者スキルアップ講習開催のお知らせ(Gマーク加点対象)
- 36 初任運転者安全教育講習開催のお知らせ
- 37 初任運転者法定15時間オンライン研修のご案内

## 適正化だより

- 38 2025年度 安全性評価事業(Gマーク)「説明会開催」のご案内
- 39 安全への取り組みを見える化！Gマークを取得しませんか？
- 40 国土交通省が推進するGマーク認定制度！
- 43 Gマーク取得事業所の皆様へ
- 44 「運輸安全マネジメント」の年度更新をご確認ください！！
- 45 適正化巡回指導報告 令和6年11月分

## ブロックだより

- 46 【川崎ブロック】やじ馬座談会
- 47 【川崎ブロック】第2回 やじうま座談会編集会議を開催しました

## 青年部会だより

- 48 第3回全体会議が開催されました
- 49 外国人財研修が開催されました
- 50 2025年度 組織図

## NEWS BOX

- 51 委員会・会議開催情報／今後の主な会議・行事予定／県内の交通事故  
／交通事故死者数ワースト3／一般貨物自動車運送事業用車両(トレーラーを除く)の推移
- 52 社労士百科／もってけ カナちゃん／月間ベストセラース

## 神貨協連情報

- 53 組合員様限定！！トラック売却オークションサービスのご案内

## 陸災防情報

- 54 フォークリフト講習等 資格取得のご案内(令和7年4月～7月)
- 55 資格取得のご案内
- 56 労災死亡事故が6件発生しています
- 57 「陸運業における腰痛予防対策に関する事業場の実態調査」アンケート調査へのご協力をお願い

## 広告

- 58 神奈川県自動車交通共済協同組合

# TOPICS 01

## 令和6年度 第5回（通算207回）理事会が開催されました

3月19日(水)13時30分より、神奈川県トラック総合会館7階研修室にて第5回（通算207回）理事会が開催されました。議題は以下の通りになります。

### 議 題

- (1) 令和7年度 事業計画（案）について
- (2) 令和7年度 予算（案）について
- (3) 大規模修繕に伴う工事事業者の決定及び工事費用額について
- (4) 神奈川県トラック総合会館の大規模修繕に伴う事務所の引越等業務募集要項（案）について
- (5) 次年度青年部会長の承認（案）について
- (6) 生コン輸送部会則変更（案）について
- (7) 会員の入会・退会の承認（案）について
- (8) 会費滞納事業者に対する退会勧告措置（案）について
- (9) その他



# TOPICS 02

## 川崎市より感謝状が贈呈されました

令和7年3月4日(火)、神ト協正副会長会議において、川崎市危機管理本部柴田危機管理監並びに大村危機管理部長、飯田課長がお見えになり、令和6年1月1日に発生した能登半島地震被災地への神ト協が対応した救援物資輸送に対し、感謝状が吉田会長に贈呈されました。今後も災害協定に基づき自治体と連携を図りながら進めて参ります。



# TOPICS 03

## 大船渡市の林野火災対応に関わる緊急物資輸送に協力しました

神奈川県からの要請を受けて、大船渡市で発生した林野火災の消火活動を行う緊急消防援助隊神奈川県大隊の活動資機材輸送に協力しました。輸送は3月6日に行われ、緊急物資輸送協力事業者の川崎運送(株)様、Japan Logistics Partners(株)様、(株)まるだい運輸倉庫様の協力を得て、現地の活動拠点まで届けていただきました。



TOPICS 04

# 「緊急物資輸送協力事業所研修会」を開催しました

当協会では、神奈川県や県内市町村等と締結している災害時等の緊急物資輸送協定を確実に履行するために体制整備を進めております。

そのような中で、当協会の会員で組織する緊急物資輸送協力事業者の方々を対象に、救援物資輸送の現場への理解を深めていただくことを目的とした標記研修会を3月11日(火)に開催しました。

研修では、神奈川県危機管理防災課の高野主事より、今後神奈川県の被災が想定される災害への対策について説明いただいたほか、当協会も協力している救援物資輸送の状況について能登半島地震での対応を例に説明いただきました。次いで(公社)熊本県トラック協会前専務理事の吉住様より、熊本地震発生時に、全国から届く救援物資の受入と輸送の対応に携わられた経験に基づく貴重な知見を紹介いただきました。

当日は、会員事業者や行政及び自治体等関係機関から80名を超える皆様にご参加いただき、緊急物資輸送の取組みを共有するために大変有意義な開催となりました。

今後も災害時等における救援物資輸送への協力体制を充実させるため、様々な取組みを進めて参ります。会員の皆様におかれましては、ご協力に興味をお持ちいただけましたら災害対策室(TEL 045-471-5511)までご連絡をお願いいたします。



東海林副会長の開会挨拶



神奈川県 高野主事の講演



熊ト協 吉住前専務理事の講演



新村災害対策小委員長の閉会挨拶

TOPICS 05

## 令和6年度 ブロック懇談会を開催しました

令和6年度ブロック懇談会が下記の通り、各ブロックにて開催され、合計260名が出席されました。当事業は協会からの情報伝達及び、会員各位からの意見収集を図り、会員相互の親睦を図ることを目的に開催しています。神ト協の事業状況の説明後、「労働判例・健康起因事故判例に学ぶトラック運送業の労務管理について」を弁護士法人常磐法律事務所代表弁護士常磐重雄様より講演をしていただきました。

ブロック／地区名	開催日	場所	参加者数
川崎ブロック	12月3日(火)	川崎日航ホテル	42名
横浜ブロック	11月27日(水)	新横浜プリンスホテル	39名
横浜ブロック	12月10日(火)	ロイヤルホールヨコハマ	61名
相模原ブロック	2月14日(金)	敦煌	22名
県南ブロック 湘南地区	2月6日(木)	湘南クリスタルホテル	16名
県南ブロック 横須賀地区	2月7日(金)	横須賀セントラルホテル	15名
県央ブロック	11月21日(木)	レンブラントホテル海老名	32名
県央ブロック	11月28日(木)	報徳会館	33名



TOPICS 06

## 吉田会長がラジオ番組に出演しました！

3月16日(日)深夜3時から放送された『高嶋ひでたけのオールナイトニッポン月イチ』に、吉田会長が出演しました。番組内では、来年度のキーフレーズ「あたりまえを あたりまえに」について、高嶋氏と対談を行いました。また、来年度から放送される当協会のCMにおいて、会長ご自身の声で「あたりまえを あたりまえに 神奈川県トラック協会」というフレーズをお届けいただくこととなりました。



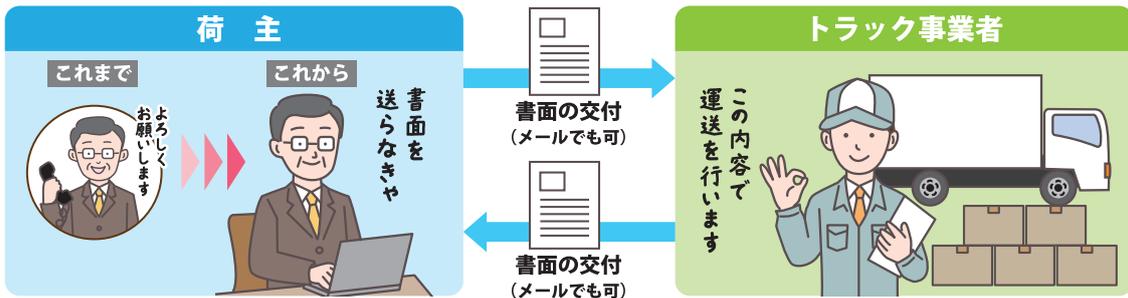


運送契約を書面化しよう

# 運送契約締結時の書面交付義務化



運送契約の範囲や運賃・料金の明確化を図るため、運送契約締結時に、運送サービス(附帯業務等も含む)の内容やその対価等について記載した**書面の交付が義務付け**られます。



※書面交付は、**荷主・トラック事業者双方に**義務付けられます。  
※トラック事業者が利用運送を行う場合も書面交付が必要です。(裏面を参照)

## 書面化によるトラック事業者のメリット

### 適正な運賃・料金の收受



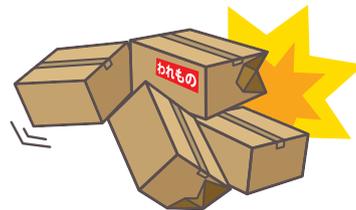
### 現場でのトラブルの回避 (契約にない附帯業務の防止等)



### 過労運転等の コンプライアンス違反の防止



### 事故等が起こった場合の 契約内容の確認



※貨物自動車運送事業法の改正は、令和6年4月に成立した「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律」により行われるもので、令和7年4月1日より施行されます。

※改正内容の詳細は、国土交通省 HP において公表している「改正貨物自動車運送事業法 Q&A」等をご確認ください。

## ● 書面交付には、「法第12条」に基づくものと「法第24条」に基づくものがあります。

- ・真荷主とトラック事業者が運送契約を締結するときは、相互の書面交付（第12条）
- ・トラック事業者等が利用運送を行うときは、委託先への書面交付（第24条）



※真荷主とは「自らの事業に関してトラック事業者との間で運送契約を締結して貨物の運送を委託する者であって、トラック事業者以外のもの」を指します。

※元請トラック事業者に運送を委託する貨物利用運送事業者も、真荷主に該当します。

※下請構造の中にある貨物利用運送事業者は、委託先への書面交付（第24条）が必要です。

## ● 交付書面には、以下の事項を記載します。

- ①運送役務の内容・対価
- ②運送契約に荷役作業・附帯業務等が含まれる場合には、その内容・対価
- ③その他特別に生ずる費用に係る料金（例：高速道路利用料、燃料サーチャージ等）
- ④契約の当事者の氏名・名称及び住所
- ⑤運賃・料金の支払方法
- ⑥書面を交付した年月日

**個々の運送ごとに契約の範囲や料金を明確にしましょう！**

待機時間料 (30分～)

積込料・取卸料

燃料サーチャージ

有料道路利用料 など

## ● 書面の交付は、メール等でも可能です。

- ・書面の交付は、メール等の電磁的方法により行うことも可能です。

ただし、電磁的方法により行うことを契約の相手方が承諾している場合に限りです。

## ● 交付した書面は、その写しを1年間保存しなければなりません。

詳細は、国土交通省ホームページにおいて公表している「改正貨物自動車運送事業法Q&A」をご参照ください。



○メール本文に法定事項を記載して送信する場合の記載例（※赤字は法定事項）

真荷主→トラック事業者 メール送信	トラック事業者→真荷主 メール返信
<p>差出人：*****@xxx.co.jp            送信日時：2025年4月1日火曜日 10:57            宛先：xxxxxx@xxx.co.jp            件名：【運送依頼】冷凍食品1トン輸送のため 冷凍車1両 ○○食品㈱</p> <p><input type="checkbox"/>運送依頼 御中</p> <p>下記のとおりお願いいたします。</p> <p>車種等：冷凍車1両、貨切距離制            品名：冷凍食品1トン(10パレット)            積込：4/5 12時(○○食品 A工場)            取卸：4/5 15時(△△商店)            積込作業の委託：有、30分程度            取卸作業の委託：有、30分程度            附帯業務の内容：15時30分～16時30分、倉庫内における検品・梱入れ作業</p> <p>運送保険加入の委託：無</p> <p>運賃 50,000円            有料道路利用料(税込) 4,000円            燃料サーチャージ 2,000円、            積込料及び取卸料 5,000円、            附帯業務料：3,000円            消費税 6,000円 合計：70,000円</p> <p>支払方法：R7.4.4 銀行振込</p> <p>○○食品㈱ ○○課 国土 花子            〒*****            栃木県○○市○○1-1-1            TEL:028-111-**** / FAX:028-222-****            E-MAIL:*****@xxx.co.jp</p>	<p>差出人：xxxxxx@xxx.co.jp            送信日時：2025年4月1日火曜日 13:25            宛先：*****@xxx.co.jp            件名：RE:【運送依頼】冷凍食品1トン輸送のため 冷凍車1両 ○○食品㈱</p> <p>○○食品㈱ 国土 さま</p> <p>メールにて依頼がありました下記の内容を承知しました。(※)</p> <p><input type="checkbox"/>運送依頼 <input type="checkbox"/>運送 一部            〒xxxx-xxxx            栃木県○○市○○2-2-2            Tel:028-333-xxxx / Fax:028-444-xxxx</p> <p>-----Original Message-----            差出人：*****@xxx.co.jp            送信日時：2025年4月1日火曜日 10:57            宛先：xxxxxx@xxx.co.jp            件名：【運送依頼】冷凍食品1トン輸送のため 冷凍車1両 ○○食品㈱</p> <p><input type="checkbox"/>運送依頼 御中</p> <p>下記のとおりお願いいたします。</p> <p>車種等：冷凍車1両、貨切距離制            品名：冷凍食品1トン(10パレット)            積込：4/5 12時(○○食品 A工場)            取卸：4/5 15時(△△商店)            積込作業の委託：有、30分程度            取卸作業の委託：有、30分程度            附帯業務の内容：15時30分～16時30分、倉庫内における検品・梱入れ作業</p> <p>運送保険加入の委託：無</p> <p>運賃 50,000円            有料道路利用料(税込) 4,000円            燃料サーチャージ 2,000円、            積込料及び取卸料 5,000円、            附帯業務料：3,000円            消費税 6,000円 合計：70,000円</p> <p>支払方法：R7.4.4 銀行振込</p> <p>○○食品㈱ ○○課 国土 花子            〒*****            栃木県○○市○○1-1-1            TEL:028-111-**** / FAX:028-222-****            E-MAIL:*****@xxx.co.jp</p>

(※)トラック事業者から真荷主に対してメールを返信するときは、記載例のように、真荷主から受信したメールを引用する形で「依頼を引き受ける旨」を記載すれば、返信メールの本文に改めて法定事項を記載し直す必要はない。



# 委託先への発注適正化(健全化措置) 運送利用管理規程の作成・ 運送利用管理者の選任義務化



利用運送を行うときに**委託先への発注適正化(健全化措置)**について**努力義務**が課されるとともに、一定規模以上の事業者については、**健全化措置に関する管理規程の作成、管理者の選任が義務付け**られます。

## 健全化措置のイメージ例



## 健全化措置によるトラック事業者のメリット

実運送事業者が収受する運賃・料金の適正化につながる



実運送体制管理簿による下請構造の可視化とあいまって、多重下請構造の是正にむけた取組につながる



※貨物自動車運送事業法の改正は、令和6年4月に成立した「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律」により行われるもので、令和7年4月1日より施行されます。

※改正内容の詳細は、国土交通省 HP において公表している「改正貨物自動車運送事業法 Q & A」等をご確認ください。

# 健全化措置の努力義務について

● 利用運送を行う際には、以下の健全化措置を講じる努力義務が課されます。

1

利用する運送に要する費用の概算額を把握した上で、その概算額を勘案して利用の申込みをすること。



2

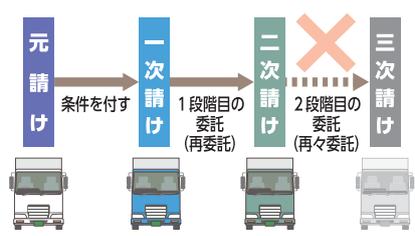
「荷主が提示する運賃・料金 < ①の概算額」である場合、当該荷主に対し、運賃・料金について交渉をしたい旨を申し出ること。

いいですよ  
運賃の件で  
ご相談したい  
のですが...



3

委託先のトラック事業者が更に利用運送を行う場合に関し、例えば「二以上の段階にわたる委託の制限（再々委託の制限）」等の条件を付すこと。



# 運送利用管理規程の作成・ 運送利用管理者の選任義務について

● 一定規模以上（前年度の利用運送量が100万トン以上<sup>※</sup>）のトラック事業者には、以下の義務が課されます。

- ① 運送利用管理規程を作成し、国土交通大臣に届け出る義務
- ② 運送利用管理者を選任し、国土交通大臣に届け出る義務

<sup>※</sup>毎年提出している事業実績報告書の「輸送トン数（利用運送）・全国計」の欄で判断します。

運送利用管理規程の 必要項目	運送利用管理者の職務	届出期限
<ul style="list-style-type: none"> <li>① 健全化措置を実施するための事業の運営の方針に関する事項</li> <li>② 健全化措置の内容に関する事項</li> <li>③ 健全化措置の管理体制に関する事項</li> <li>④ 運送利用管理者の選任に関する事項</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 健全化措置を実施するための事業の運営の方針を決定すること。</li> <li>② 健全化措置の実施及びその管理の体制を整備すること。</li> <li>③ 実運送体制管理簿を作成する場合には、当該実運送体制管理簿の作成事務を監督すること。</li> </ul> <p style="font-size: 10px; margin-top: 10px;">※ 運送利用管理者は、事業運営上の重要な決定に参画する管理的地位にある者（役員等）から1人選任します。</p>	<p>利用運送量が100万トン以上となった年度の翌年度の7月10日まで<sup>※</sup>に届出をする必要があります。</p> <p style="font-size: 10px; color: red; margin-top: 10px;">※ 令和6年度に100万トン以上となった場合は、令和7年7月10日が届出期限となります。</p>

詳細は、国土交通省ホームページにおいて公表している「改正貨物自動車運送事業法 Q & A」をご参照ください。





# 実運送体制管理簿の作成・ 情報通知の義務化



多重下請構造の可視化を図るため、**元請事業者に対し**、**実運送事業者**の名称や請負階層等を記載した**実運送体制管理簿の作成が義務付け**られます。

## 実運送体制管理簿の作成義務

実運送体制管理簿の作成が、元請トラック事業者に義務付けられます。

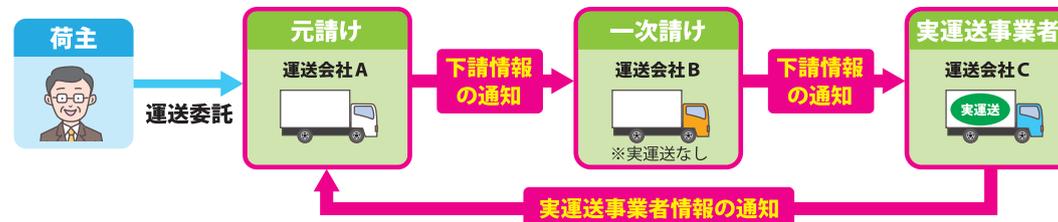
- ・元請事業者は、真荷主から引き受けた貨物の運送について利用運送を行ったときは、貨物の運送ごとに実運送体制管理簿を作成する必要があります。
- ・引き受けた貨物をすべて自社で実運送する場合は作成不要です。



## 情報通知の義務

実運送体制管理簿の作成対象となる貨物の運送について、以下の義務が課されます。

- ・利用運送を行う事業者は、委託先の事業者へ「下請情報」の通知を行う義務
- ・実運送事業者は、元請事業者へ「実運送事業者情報」の通知を行う義務



## 実運送体制管理簿作成によるトラック事業者のメリット

元請事業者は、真荷主に対して確実な輸送実績等を説明できる



実運送事業者が収受する運賃・料金の適正化につながる



多重下請構造の実態が明らかになり、その是正に向けた取組につながる



※貨物自動車運送事業法の改正は、令和6年4月に成立した「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律」により行われるもので、令和7年4月1日より施行されます。

※改正内容の詳細は、国土交通省 HP において公表している「改正貨物自動車運送事業法 Q&A」等をご確認ください。

# 実運送体制管理簿の作成義務について

## ● 実運送体制管理簿の作成の対象は、1.5トン以上の貨物です。

- ・対象となる貨物の重量は、**1.5トン以上**です。
- ・実運送する際の重量ではなく、真荷主から運送を引き受ける際の貨物の重量で判断します。

1 荷主の1運送依頼あたりの重量が **1.5トン以上**



## ● 実運送体制管理簿には、以下の事項を記載します。

- ① 実運送の **商号又は名称**
- ② 実運送事業者が実運送を行う貨物の **内容及び区間**
- ③ 実運送事業者の **請負階層** (一次請け、二次請け等)

既存の配車表を活用するなど、事業者の取り組みやすい形で作成可能。電磁的記録での作成も可。

実運送体制管理簿のイメージ

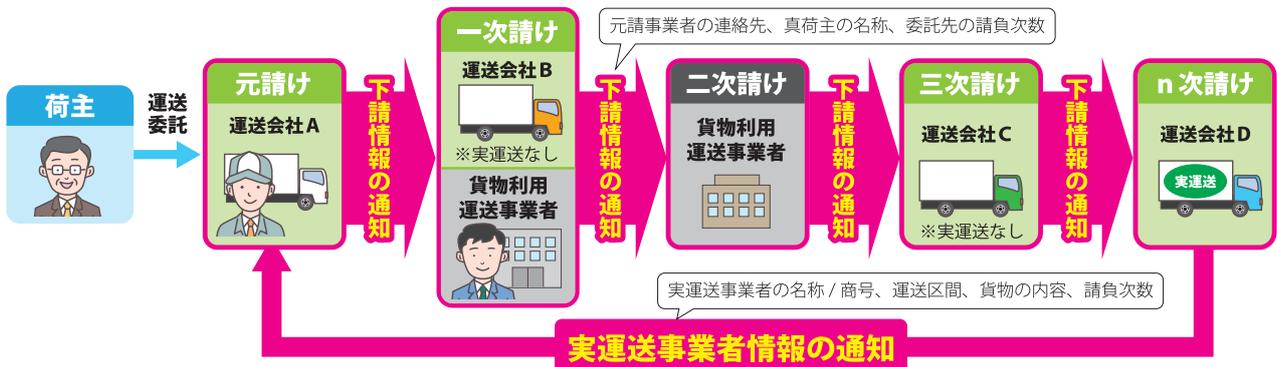
赤枠: 必須の記載事項

実運送体制管理簿 (機械メーカー丙社)							
実運送体制管理簿 (製紙メーカー乙社)							
実運送体制管理簿 (食品メーカー甲社)							
積込日	運送区間	貨物の内容	実運送事業者の商号又は名称	請負階層	車番	ドライバー名	...
2/1(木)	××工場～○○工場	食品機械	A運輸	1次請け	11-11	○○	
2/1(木)	○○工場～Z営業所	冷凍食品	X運輸	元請け	22-22	○○	
2/1(木)	Z営業所～小売店A	冷凍食品	O運輸	2次請け	33-33	○○	
2/2(金)	××工場～倉庫ウ	飲料	D運輸	1次請け	44-44	○○	
2/2(金)	××工場～倉庫ウ	飲料	E運輸	2次請け	55-55	○○	
2/2(金)	××工場～倉庫ウ	飲料	G運輸	3次請け	66-66	○○	
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮

- 真荷主は元請事業者に対し、実運送体制管理簿の閲覧請求ができます。
- 下請構造が固定化している場合には、運送ごとに作成する必要はありません。
- 実運送体制管理簿は、運送を完了した日から1年間保存しなければなりません。

# 情報通知の義務について

実運送体制管理簿の作成に必要な「実運送事業者の情報」を元請事業者が把握できるようにするため、所要の情報を通知する義務が各事業者に課されます。情報通知の流れは、以下の図を参考にしてください。



- 元請事業者は、その運送が実運送体制管理簿の作成対象である場合は、運送委託を行う際に、当該運送が実運送体制管理簿の作成対象である旨を確実に委託先へ伝達するようにしてください。

詳細は、国土交通省ホームページにおいて公表している「改正貨物自動車運送事業法 Q&A」をご参照ください。



令和7年4月1日から、全車両が記載対象になります

# 荷待時間や荷役作業・附帯業務の「業務記録」への記録義務の対象が、全車両に拡大

トラックドライバーの長時間労働の是正と適正取引構築のために

積み込み

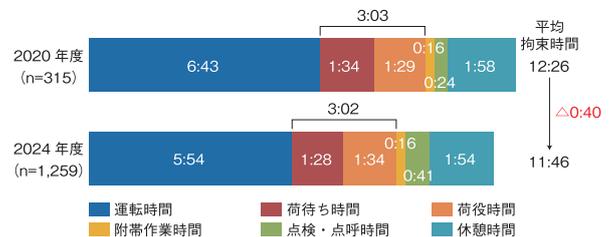
取卸し

荷造り・仕分・  
棚入れ等

荷待ち



◎トラックドライバーの1運行当たりの平均拘束時間とその内訳



出典：国土交通省「第17回トラック輸送における取引環境・労働時間改善中央協議会 資料」

国土交通省では、「貨物自動車運送事業輸送安全規則」を改正（令和6年10月1日公布、令和7年4月1日施行）し、業務記録における荷待時間・荷役作業等の記録義務の対象となる車両について、従来は「車両総重量8トン以上または最大積載量5トン以上の車両」とされていたものを、「全車両」へと拡大しました。

《改正の目的》

①改正貨物自動車運送事業法（令和6年5月公布）により契約の適正化を図ることとされていますが、貨物自動車運送事業者は自身の荷待時間・荷役時間を記録することで、待機時間料や積込料・取卸料などを荷主から適正に収受する根拠とすることができます。

②改正流通業務総合効率化法（令和6年5月公布）により、荷主に荷待・荷役時間の短縮の努力義務を課すこととなります。荷待・荷役時間を把握できない荷主については、貨物自動車運送事業者に確認を取ることと想定されますので、貨物自動車運送事業者においても自身の荷待・荷役時間を把握しておく必要があります。

なお、記載については従来と同様（裏面：記載例）に、荷主との契約書に、実施した荷役作業等が全て明記されている場合は、荷役作業等に要した時間の合計が1時間以上となった場合が対象となり、また記録内容について荷主が確認したか、あるいは荷主の確認が得られなかったかについても記録対象となります。

荷待時間についても、従来と同様に、荷主都合により30分以上待機した時は記録対象となります。

ムダな荷待時間を減らすとともに、荷役作業等の負担を軽減し、トラックドライバーの労働環境を改善するためにも、記録対象となる荷待時間・荷役作業等が発生した場合は、必ず「業務記録」に記載し、最低1年間は保存してください。



全国貨物自動車運送適正化事業実施機関

# 業務記録付票【記載例】

## ※全車両対象

〔発荷主側で荷物の積込み時に荷待・荷役作業等が発生し、  
契約書に当該荷役作業等の全てが明記されている場合〕

### パターン例 (サンプルA)

8 : 45 集貨地点に到着  
 9 : 00 到着時間の指定時刻  
 (荷主都合の待機 : 20分)  
 9 : 20 ~ 9 : 40 附帯業務①(荷造り) →20分  
 (荷主都合の待機 : 20分)  
 10 : 00 ~ 10 : 30 附帯業務②(ラベル貼り) →30分  
 10 : 30 ~ 11 : 30 積込み →60分  
 11 : 30 出発

※荷役作業等が契約書に明記されている場合、合計で1時間以上(110分)となるため記載要件に該当します。

〔着荷主側で荷物の取卸し時に荷待・荷役作業等が発生し、  
契約書に当該荷役作業等の全てが明記されている場合以外〕

### パターン例 (サンプルB)

15 : 45 荷卸し地点に到着  
 16 : 00 到着時間の指定時刻  
 (荷主都合の待機 : 40分)  
 16 : 40 ~ 17 : 00 取卸し →20分  
 (荷主都合の待機 : 20分)  
 17 : 20 ~ 17 : 50 附帯業務 (棚入れ) →30分  
 17 : 50 出発

※荷役作業等の合計時間が50分ですが、契約書に明記されていないので記載要件に該当します。

#### 記入見本

### 荷待時間・荷役作業等記録票(例)

荷主名：株式会社○○ 車両番号：○○○○

日付	担当ドライバー	集貨地点等	到着時刻	到着時間の指定時刻
○/△	○○○○	○○物流センター	8:45	9:00
荷待待機 開始・終了時刻	荷待時間	附帯業務の 開始・終了時刻	積込み・取卸しの 開始・終了時刻	出発時刻
9:00~9:20 9:40~10:00	40分	9:20~9:40 10:00~10:30	10:30~11:30	11:30
ドライバーが実施した荷役作業等の内容	(発・着) 荷主側担当者確認欄	荷主側の確認が 得られなかった場合	荷主側担当者 不在の場合	
1.積込み(手荷役・機械荷役) 2.取卸し(手荷役・機械荷役) 3.搬入 4.仕分 5.検収・検品 6.検持 7.検持 8.棚入れ 9.ラベル貼り 10.はい作業 11.その他( )	△△△△	△△△△		

※別途デジタコなど他の方法で記録・保存している場合には、当該項目については記載不要です。  
 ※契約書に実施した荷役作業等の全てが明記されている場合は、所要時間が1時間未満であれば荷役作業等については記載不要です。  
 ※「(発・着) 荷主側担当者確認欄」には、発地においては荷主側の荷出しの担当者等の、着地においては荷受けの担当者等の、サイン等を記入してください。

#### 記入見本

### 荷待時間・荷役作業等記録票(例)

荷主名：株式会社●● 車両番号：●●●●

日付	担当ドライバー	集貨地点等	到着時刻	到着時間の指定時刻
●/▲	●●●●	●●物流センター	15:45	16:00
荷待待機 開始・終了時刻	荷待時間	附帯業務の 開始・終了時刻	積込み・取卸しの 開始・終了時刻	出発時刻
16:00~16:40 17:00~17:20	60分	17:20~17:50	16:40~17:00	17:50
ドライバーが実施した荷役作業等の内容	(発・着) 荷主側担当者確認欄	荷主側の確認が 得られなかった場合	荷主側担当者 不在の場合	
1.積込み(手荷役・機械荷役) 2.取卸し(手荷役・機械荷役) 3.搬入 4.仕分 5.検収・検品 6.検持 7.検持 8.棚入れ 9.ラベル貼り 10.はい作業 11.その他( )	●●●●	●●●●		

※別途デジタコなど他の方法で記録・保存している場合には、当該項目については記載不要です。  
 ※契約書に実施した荷役作業等の全てが明記されている場合は、所要時間が1時間未満であれば荷役作業等については記載不要です。  
 ※「(発・着) 荷主側担当者確認欄」には、発地においては荷主側の荷出しの担当者等の、着地においては荷受けの担当者等の、サイン等を記入してください。

荷主側の確認が  
得られなかった場合や、  
担当者が不在の場合は、該当する  
欄に「✓」を記載して  
ください

# 令和7年度整備管理者選任前研修の実施について (神奈川運輸支局主催)

道路運送車両法施行規則第31条の4第1号の地方運輸局長が行う研修（整備管理者選任前研修）を以下の日程で実施するのでお知らせします。選任後に受講する研修とは異なりますのでご注意ください。

## 1. 研修実施日及び申込受付期間

※申込が極めて少数の場合等は、研修を中止することがあります。

実 施 日		申込受付期間
第1回	令和7年 4月22日(火)午前の部	4月8日(火)～4月10日(木)
第2回	令和7年 4月22日(火)午後の部	
第3回	令和7年 5月27日(火)午前の部	5月13日(火)～5月15日(木)
第4回	令和7年 5月27日(火)午後の部	
第5回	令和7年 6月24日(火)午前の部	6月10日(火)～6月12日(木)
第6回	令和7年 6月24日(火)午後の部	
第7回	令和7年 7月23日(水)午前の部	7月8日(火)～7月10日(木)
第8回	令和7年 7月23日(水)午後の部	
第9回	令和7年 8月19日(火)午前の部	8月5日(火)～8月7日(木)
第10回	令和7年 8月19日(火)午後の部	
第11回	令和7年 9月17日(水)午前の部	9月2日(火)～9月4日(木)
第12回	令和7年 9月17日(水)午後の部	

## 2. 研修時間及び研修会場

区 分	受 付 時 間	研 修 時 間
午前の部	9：15～9：45	9：45～12：00
午後の部	13：30～14：00	14：00～16：15

研修会場 神奈川運輸支局 3階会議室（横浜市都筑区池辺町3540）

## 3. 受講対象者

今後、整備管理者として選任予定の方

※自動車整備士（1級～3級）の国家資格を有する方、過去に整備管理者選任前研修を受講したことがある方は、この研修を受講する必要はありません。

## 4. 受講申込方法及び実施通知

※詳細はホームページ上の「実施要領」をご確認ください。

[https://www.tb.mlit.go.jp/kanto/s\\_kanagawa/date/r7senninmae\\_2025\\_kamiki\\_jissi.pdf](https://www.tb.mlit.go.jp/kanto/s_kanagawa/date/r7senninmae_2025_kamiki_jissi.pdf)

※神ト協HP「行政からのお知らせ」にも掲載しています。



(二次元コード)

## 【申込の流れ】

1. 受講申込は、事前に専用メールにより行ってください。

なお、申込は受講者ごとに行う必要があります。

【宛先】神奈川運輸支局保安担当送信先：ktt-kana-senninmae@ki.mlit.go.jp

2. メールが正常に受信された場合、受信通知を送信します。

※受講が確定したものではありませんのでご注意ください。

※申込時の状況により、受信通知に時間がかかる場合があります。

3. 受講の可否が確定しましたら、受講日の5日前までに「整備管理者選任前研修実施通知書」を送信いたします。

4. 申込内容の訂正又はキャンセルを行う場合は、メールに受講者情報、訂正内容等を入力して上記のアドレスに送信してください。

## 5. 持参するもの

①整備管理者選任前研修実施通知書（スマートフォン等の画面表示でも可）

②本人確認書面（自動車運転免許証等）

※外字がある場合は、外字がわかる書面を併せて持参してください。

③筆記用具

## 6. 注意事項等

・選考は、申込の先着順となります。受付期間にご注意ください。

（受付期間終了前に定員に達した場合は、その時点で受付終了となります。）

・実施通知等はメールにより行います。ドメイン指定等あらかじめメールを受信できる設定にしてください。

なお、メールの送受信に関するトラブルの責任は一切負いかねますのであらかじめご了承ください。

・受付期間中の電話による受講可否の問合せはお受けできません。

・研修を受講の際は、手指の消毒にご協力ください。なお、受講当日においてあらかじめ体温を測定し、発熱がないことを確認してからお越しください。

・体調不良、過去2週間以内の発熱や風邪等症状及びこれらによる服薬等をされた方は、受講を控えていただきますようお願いいたします。

・災害等やむを得ない事由により、研修を中止する場合があります。

また、申込が極めて少数の研修日においては、実施を中止させていただきますのであらかじめご了承ください。（中止の連絡は、受付期間終了後メールにてご案内いたします。）

・研修受講者用の駐車スペースはございませんので、ご来庁の際は公共交通機関をご利用ください。

・受講当日は、本人確認書面（自動車運転免許証等）が確認できなければ受講できません。

なお、申込時と氏名の記載に相違があった場合は、修了証明書の交付は後日となりますのであらかじめご確認ください。

## 7. その他

受講料は無料です。ご不明な点は、神奈川運輸支局保安担当までお問い合わせください。

## 8. 問い合わせ先

神奈川運輸支局 保安担当 TEL 045-939-6800 (3)

FAX 045-939-3006

## 近代化基金推薦融資のご案内（概要）

神ト協では、4月1日より近代化基金推薦融資の公募を開始しました。  
詳細事項は、神ト協ホームページよりご確認の上、所定の様式にてお申し込みください。

### 1. 制度概要

公募に申し込みされた事業計画の適格性等を検討し、妥当と判断したもののうちから、融資枠の範囲内において融資推薦決定を行い、取扱金融機関（株商工組合中央金庫及びその代理店（以下「商工中金等」という。））に融資を推薦し、借入が実行されたときに利子の一部を補給する事業です。

### 2. 融資推薦対象者

- ・会員事業者及びその共同体及びその持株会社であって、商工中金等の取引資格があるもの。
- ・本社・営業所が2以上の都道府県に所在する場合は、原則として申込事業者の本社が神奈川県内に所在することが条件になりますので、神奈川県以外に本社がある場合は、所在する都道府県トラック協会にお申し込みください。

### 3. 公募期間 令和7年4月1日(火)から令和8年1月31日(土)まで

### 4. 融資対象期間

投資の時期が令和7年4月1日から令和8年3月31日までの期間内であること。  
※投資時期は、資金の支払い時期、納品納車、車両の登録年月日等で判断します。全てが対象期間内であることが必要です。  
※自己資金等で設備代金を支払済みの場合は原則、推薦対象としません。

### 5. 融資推薦適否決定予定日 申請された月の翌月中旬までに推薦適否決定します。

### 6. 推薦通知書の有効期限 令和8年3月31日

### 7. 公募融資枠 30億円（一般融資、環境対応車及び省エネ関連機器融資、ポスト新長期等融資の計）

※各融資の融資対象事業等につきましては、神ト協ホームページより詳細をご確認願います。

### 8. 融資限度額 1億2千万円まで（各融資制度の合算額）

なお、再融資を受ける場合には、既往の借入金が当初の約定に基づき正常な形で償還されており、融資限度額から既往の融資残高を控除した額の範囲内で申し込みが可能となります。

### 9. 取扱金融機関 ①商工中金 本・支店（横浜支店・横浜西口支店・川崎支店 他） ②商工中金代理店である信用組合 本・支店

### 10. 融資利率 取扱い金融機関の利率（最優遇利率適用）による。

### 11. 利子補給率 0.6%（第49回公募分）

## 県警本部長表彰優良運転者顕彰候補者募集

■問合せ先 総務部 総務広報課 TEL 045-471-5511

今年度も優良運転者顕彰（県警本部長表彰）が行われます。

この表彰は、永年、交通法令を遵守して安全運転に努め、人格・技能ともに優れ他の模範となっている優良運転者を広く県民に顕彰することにより、交通道德の普及・高揚と交通事故抑止を図ることを趣旨として行われます。

つきましては、下記の基準を満たされている貴事業所の優良運転者の方がおられましたら、必要書類を神ト協ホームページよりダウンロードし、ご提出をお願いいたします。

※神ト協HP (<https://www.kta.or.jp>) 会員専用ページ→表彰関係→運転者（県警本部長優良者顕彰）

### <推薦基準>

次の要件をいずれも満たすものとします。

1. 交通法令を遵守し、常に安全運転に努め、人格・技能ともに優れ、他の運転者の模範と認められる者であること。
2. 当該運転者の勤務する事業所等が神奈川県内にあり、かつ、同一事業所等に自動車運転専従員として5年以上継続して勤務していること。
3. 自動車の運転経験が10年以上で、かつ、過去10年間、交通関係で罰金刑以上の刑事処分又は行政処分若しくは交通反則通告を受けたことがないこと。
4. 品行方正にして業務に精励し、成績優良なものであること。

※申請日以降に以上の処分があった際には、表彰推薦が取り消されることがあります。

※基準日は、令和7年11月13日(木)【令和7年交通安全功労者表彰式予定日】現在

### <提出書類>

1. 優良運転者顕彰推薦書 2部
2. 自認書 2部
3. 運転免許証のコピー 1部
4. 無事故無違反証明書 本書 1部

なお、年数の計算は、令和7年11月13日現在でお願いします。

また、推薦者が複数いる場合には、優良運転者顕彰推薦書等はコピーしてお使いください。

### <推薦締切日>

令和7年4月18日(金)必着

### <提出先>

〒222-8510

横浜市港北区新横浜2-11-1

一般社団法人 神奈川県トラック協会

総務部 総務広報課

# 適性診断(初任・適齢)受診料助成のお知らせ

■問合せ先 事業部 交通環境課 TEL 045-471-8882

標記助成事業について、下記、国土交通大臣の適性診断認定機関にて初任診断・適齢診断を受診した場合、受診料の助成を実施しております。助成額は、初任診断・適齢診断ともに2,400円(診断料4,800円)となります。当助成事業の利用方法につきましては、各認定機関により異なりますので、次ページ【所定の手続き】をご参照の上、ご利用いただきますようお願いいたします。

なお、助成対象は、神奈川県内の営業所に所属する運転者とし、助成可能人数は1社につき200名までとします。(当該事業予算を超えた場合は、その時点で助成を終了)

神ト協では、診断結果を一般診断と同等に扱うことのできる「可搬型運転操作検査器(アクセスチェッカー・ミニ)」を無料で貸出しております。お申し込み・お問合せは、お近くの神ト協各サービスセンターまでお願いいたします。(詳しくは19ページをご参照ください)

適性診断認定機関	住所／ホームページアドレス	営業日等 ※診断実施時間については、各認定機関にご確認ください
①(独)自動車事故対策機構 神奈川支所 TEL: 045-471-7401	〒222-0033 横浜市港北区新横浜2-11-1トラック総合会館3F (JR新横浜駅北口より徒歩8分) <a href="https://www.nasva.go.jp">https://www.nasva.go.jp</a>	月～金曜日(但し第一、第三土曜日は営業しますが、その翌週の月曜は休み)
②ヤマト・スタッフ・サプライ(株) 東京研修センター TEL: 03-6426-0193	〒134-0084 東京都江戸川区東葛西6-2-3 第三須三ビル 2F (東京メトロ東西線「葛西」駅より徒歩2分) <a href="https://www.y-staff-supply.co.jp">https://www.y-staff-supply.co.jp</a>	年中無休 【年末年始・館内休館日(12月第2週の日曜日)を除く】
③神奈川県自動車交通共済協同組合 TEL: 045-475-2197	〒222-8582 横浜市港北区新横浜2-13-4 (JR新横浜駅北口より徒歩8分) <a href="https://shinkokyo.or.jp">https://shinkokyo.or.jp</a>	共済カレンダーによる ※土曜日営業有
④都南自動車教習所 神奈川安全運転研修センター TEL: 046-253-5151	〒252-0021 座間市緑ヶ丘4-20-1 (小田急線相武台前駅南口より徒歩5分) <a href="https://www.tonan-go.jp">https://www.tonan-go.jp</a>	火～日曜日 ※土・日曜日営業 ※月曜日休校
⑤三共自動車学校 TEL: 0466-81-3706	〒251-0875 藤沢市本藤沢1-11-23 (小田急線藤沢本町駅から徒歩約5分) <a href="https://safety-sankyou.co.jp">https://safety-sankyou.co.jp</a>	三共自動車学校 実施予定表による ※土曜日営業有
⑥小田原ドライビングスクール TEL: 0465-36-1215	〒250-0865 小田原市蓮正寺540-2 (小田急線螢田駅から徒歩5分) <a href="https://odawara-ds.com/">https://odawara-ds.com/</a>	火～土曜日 実施予定による ※月曜日休校
⑦飛鳥ドライビングカレッジ川崎 安全研修センター TEL: 044-380-5510	〒210-0025 川崎市川崎区下並木97 (京急線八丁畷駅から徒歩2分) <a href="https://aska-stc.co.jp">https://aska-stc.co.jp</a>	月曜日休校 ※土・日・祝日営業有 ※平日夜間営業有

# Information



●【所定の手続き】 ※ご予約は神奈川県トラック協会ではなく、各認定機関に直接行ってください。

**認定機関①・④・⑤・⑦の場合** 手続き1 / 空き状況を確認後、ご予約（インターネット）⇒予約確認書（認定機関により名称が異なる）が発行されます。  
 手続き2 / 下記【受診料助成を利用した際のご負担分について】をご参照の上、受診当日に窓口にて受診料をお支払いください。

**認定機関②・③・⑥の場合** 手続き1 / 空き状況を確認後、ご予約（インターネットまたはFAX）⇒予約確認書（認定機関により名称が異なる）が発行されます。  
 手続き2 / ご予約された認定機関に「神奈川県トラック協会適性診断受診申込書」をFAXしてください。  
 手続き3 / 下記「初任・適齢診断受診料助成を利用した際のご負担分について」をご参照の上、受診当日に窓口にて受診料をお支払いください。  
 ※ FAXでのご予約の際は予約する認定機関にご連絡していただき、各認定機関専用の申込書をお取り寄せください。  
 ※ 「神奈川県トラック協会適性診断受診申込書」は当協会HP会員専用ページよりダウンロードしていただくか、18ページをコピーしてください。

※各認定機関により初期登録が必要等、手続きが若干異なる場合がございますので、詳細は各認定機関にお問合せください。

●【初任・適齢診断受診料助成を利用した際のご負担分について】

初任診断・適齢診断については、受診当日申し込んだ認定機関の窓口において、一人当たり2,400円をお支払いください。但し、交通共済組合員が③の交通共済にて初任・適齢診断を受診される場合は2,400円の支払いは必要ありません。

**参考**

- 初任診断は、運転者として常時選任するために新たに雇い入れた者であって、当該貨物自動車運送事業者において初めて事業用自動車に乗務する前3年間に初任診断を受診したことが無い者に受診義務があります。
- 65歳以上の高齢者を新たに雇い入れた場合、初任診断ではなく、適齢診断のみの受診で問題ありません。
- 事故対策機構では、過去10年以内の診断結果は謄本という形で支所にて再発行（1通400円）を受付けております。名前と生年月日から過去履歴を検索可能です。個人情報となりますので、ご本人様が直接支所に来ていただき、身分証（運転免許証等）による本人確認の後にお渡しいたします。

# 神奈川県トラック協会 **初任・適齢** 適性診断受診申込書

申込日 令和 年 月 日

本申込書は、神奈川県トラック協会の会員事業者が下記②・③・⑥の適性診断認定機関において、適性診断を受診される場合にご使用ください。助成額は、初任診断・適齢診断2,400円（診断料4,800円）となります。（一般診断の助成は行っていません）

なお、初任診断・適齢診断については2,400円を受診当日にご予約された認定機関の窓口にてお支払いください。

## 【所定のお手続き】

1. 空き状況を確認後、ご予約（インターネットまたはFAX）➡予約確認書（認定機関により名称が異なる）が発行されます。

①（独）自動車事故対策機構神奈川支所	TEL 045-471-7401
②ヤマト・スタッフ・サプライ(株)東京研修センター	TEL 03-6426-0193/FAX 03-6426-0195
③神奈川県自動車交通共済協同組合	TEL 045-475-2197/FAX 045-475-2199
④(株)都南自動車教習所神奈川安全運転研修センター	TEL 046-253-5151
⑤三共自動車学校	TEL 0466-81-3706
⑥小田原ドライビングスクール	TEL 0465-36-1215/FAX 0465-37-4603
⑦飛鳥ドライビングカレッジ川崎安全研修センター	TEL 044-380-5510

2. ご予約された認定機関（②・③・⑥）に本申込書をFAX

①（独）自動車事故対策機構神奈川支所	本申込書は不要
②ヤマト・スタッフ・サプライ(株)東京研修センター	ご予約後、本申込書をFAX
③神奈川県自動車交通共済協同組合	ご予約後、本申込書をFAX
④(株)都南自動車教習所神奈川安全運転研修センター	本申込書は不要
⑤三共自動車学校	本申込書は不要(予約時に会員番号[8桁]を入力してください)
⑥小田原ドライビングスクール	ご予約後、本申込書をFAX
⑦飛鳥ドライビングカレッジ川崎安全研修センター	本申込書は不要(予約時に会員番号[8桁]を入力してください)

下記の必要事項を全てご記入いただき、  
ご予約された認定機関（②・③・⑥）にFAXしてください。

会員番号【8桁】  
(必ずご記入ください)

【会社名】	【営業所名】
【住所】〒	【担当者名】
【電話番号】	【FAX番号】

## 【受診者名記載欄】

<他都道府県営業所所属運転者等の受診申込はできません。>

氏名	フリガナ	性別	生年月日	診断種類（○印を）	受診日
神ト協 太郎	シントキョウ タロウ	男・女	S・H 40. 3. 3	初任・適齢	4月1日 13時
		男・女	S・H	初任・適齢	月 日 時
		男・女	S・H	初任・適齢	月 日 時
		男・女	S・H	初任・適齢	月 日 時
		男・女	S・H	初任・適齢	月 日 時
		男・女	S・H	初任・適齢	月 日 時

- (注)・共済組合員が③の交通共済にて受診する場合、2,400円の支払いは不要です。  
 ・所定のお手続きをされない場合、助成の対象となりません。  
 ・予算枠に達した時点で、予告なく助成事業を終了し、その告知はホームページに掲載します。  
 ・この申込書に関するお問合せは、事業部交通環境課（TEL 045-471-8882）までご連絡ください。

## 可搬型運転操作検査器(アクセスチェッカー・ミニ)貸出のご案内 ～運転適性を「アクセスチェッカー」で簡易診断します～

事故防止対策事業の一環として、「可搬型運転操作検査器（アクセスチェッカー・ミニ）」を会員の皆様に貸し出ししております。

本検査器は、いつでも、運転者の空き時間を利用し、短時間で簡単に検査ができ、終了後即時に検査結果の解析データが得られます。

本検査器は各サービスセンターに配置しております。是非、運転者に対する安全教育、交通事故防止にご活用ください。また、例年4月～6月のご利用は大変混み合いますので、早めのご利用をご検討ください。

### 【注意事項】

本検査器における診断結果は、貨物自動車運送事業輸送安全規則により受診が義務付けられている初任診断及び適齢診断等の診断結果として取扱うことはできませんが、一般診断（任意診断）の診断結果と同等に取扱うことができます。なお、本検査器における診断は、安全性評価事業（Gマーク）における「安全性に対する取組の積極性」事項の「特定の運転者以外にも適性診断（一般診断）を計画的に受診させている」の項目において加点の対象となります。

### 《運転操作検査の内容と構成機器》

運転操作検査器	①単純反応検査……………反応の速さと正確さを測定（約5分） ②選択反応検査……………操作の選択と正確さを測定（約5分） ③ハンドル操作検査……………正確なハンドル操作を測定（約5分） ④注意配分・複数作業検査……………複数課題への注意配分を測定（約5分）
検査所要時間	1人当たり約20分、結果表の印刷は即時に可能
構成機器	①ハンドル・ペダル・パソコン・プリンター ②構成機器はスーツケースに収納



### 《貸出について》…可搬型運転操作検査器運用規程の抜粋

貸出対象地域	神奈川県内
貸出期間	1週間
貸出費用	無料
申込方法	電話にて予約の上、利用申込書を提出

### 《貸出申込み・問合せ》※お近くのサービスセンターにお申し込みください。

申込先	連絡先
川崎サービスセンター	TEL 044-544-2217 / FAX 044-555-8855
横浜サービスセンター	TEL 045-471-8884 / FAX 045-620-5201
相模原サービスセンター	TEL 046-285-1919 / FAX 046-286-2384
県南サービスセンター	TEL 0466-52-7502 / FAX 0466-52-8035
県央サービスセンター	TEL 046-281-7704 / FAX 046-281-9908

## 令和7年度 ドライバー等安全教育訓練促進助成事業のご案内

■問合せ先 総務部 交通環境課 TEL 045-471-8882

本制度は、総合的な安全教育訓練施設にドライバー等を派遣し、訓練を実施しようとするトラック事業者に対して助成を行うものになります。

詳細につきましては神ト協ホームページ (<https://www.kta.or.jp>) をご覧ください。

### <ドライバー等安全教育訓練促進助成事業概要>

(1) 受講対象者	神奈川県内の営業所に所属するドライバー及び管理者が対象です。
(2) 対象となる研修の日程	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別研修 3日間 (2泊3日)</li> <li>・一般研修 2日間 (1泊2日)</li> <li>・一日研修 1日間</li> </ul> 開催日についてはホームページをご確認ください。
(3) 対象となる研修及び助成額	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別研修 ホームページをご確認ください。</li> <li>・一般研修 神奈川県外施設 10,000円 神奈川県内施設 全額助成</li> <li>・一日研修 神ト協指定施設 全額助成</li> </ul>
(4) 助成可能対象人数	1事業者につき5名まで
(5) 申請受付期間	令和7年3月1日(土)から 令和8年2月27日(金)まで ※上記期間内であっても、予算に達した場合は終了します。 ご了承ください。
(6) 手続きの流れ	<ol style="list-style-type: none"> <li>①研修施設・日程を確認し、直接研修施設に予約を取ってください。</li> <li>②神ト協に助成申込書を郵送(持参)してください。 神ト協で受理後に提出用書類を送付します。</li> <li>③研修施設に対して受講料をお支払いください。</li> <li>④研修受講後に提出用書類を揃えて郵送(持参)してください。</li> <li>⑤提出用書類を神ト協が受理後に、指定された口座へ助成金を振り込みます。(申請後約2ヶ月)</li> </ol> ※但し、令和7年3月1日から令和7年6月30日までに受講を終了し、提出用書類が受理された助成対象の研修については、令和7年7月末日以降に助成金を振込みます。
(7) その他	研修内容や定員の空き状況等につきましては、直接研修施設へお問合せください。

## 令和7年度／神ト協実施予定の 各種助成事業について

■問合せ先 事業部 TEL 045-471-8882

一般社団法人神奈川県トラック協会では、令和7年度も会員事業者の事業経営を支援するため、各種助成事業を実施いたします。

事業の詳細及び申請書類等につきましては、要綱等が定まり次第、別途会員各位に送付いたします。また、協会ホームページ等にてもお知らせいたします。

### 【交通安全事故防止対策事業】

- 安全機器等導入促進助成事業  
(ドライブレコーダー・EMS《デジタコ等》・バックアイカメラ等)
- ドライバー等安全教育訓練促進助成事業

### 【環境対策事業】

- 環境対応車導入促進助成事業
- グリーン経営認証制度取得促進助成事業
- アイドリングストップ支援機器等導入促進助成事業

### 【健康管理事業】

- 運転者健康診断受診促進助成事業
- 睡眠時無呼吸症候群（SAS）スクリーニング検査助成事業
- 血圧計導入促進助成事業
- 脳ドック受診促進助成事業

### 【働き方改革に関する事業】

- 働きやすい職場認定制度取得促進助成事業

### 【労働災害防止対策事業】

- テールゲートリフター特別教育インストラクター養成講座受講促進助成事業

### 【経営改善事業】

- 免許・資格取得費用助成事業  
(大型・中型・準中型・けん引・特例教習・フォークリフト)
- 信用保証料一部助成事業
- 近代化基金融資利子補給事業

### 【その他の助成事業】

下記の事業につきましては、4月1日(火)より助成を実施しております。

- 運転経歴証明書発行手数料助成事業
- 適性診断（初任・適齢）受診料助成事業
- 運行管理者等一般講習受講料助成事業

## 運転経歴証明書発行手数料助成事業について

■問合せ先 事業部 交通環境課 TEL 045-471-8882

(一社)神奈川県トラック協会では、会員事業所が職場の安全運転指導を推進できるように、「運転経歴証明書」の交付を申請する場合、発行手数料を助成しています。

助成対象は、県内の営業所に所属する運転者（県外在住者も可）を対象としています。但し、当該年度の予算を超えた場合は、その時点で終了となります。

◎助成額 1名につき670円（運転経歴証明書発行手数料）

助成人数の上限は会費請求台数分（被牽引車を除く）迄とし、当該年度で350名以内とします。

◎証明書種類

○無事故・無違反証明書

無事故・無違反で経過した期間を証明

○運転記録証明書

過去5年・3年または1年間の交通違反、交通事故、運転免許の行政処分の記録を証明

◎申請方法

申請される会員事業者の方は、下記①の当協会「事業部 交通環境課」に助成申請書（トラック協会専用申請用紙）を交付請求し、申請書に必要事項をご記入のうえ、下記②の「自動車安全運転センター」に送付（郵送または持参）してください。

※「トラック協会専用申請用紙」を使用しない場合には、助成対象とならないため、当助成事業を使用する場合は、必ず「トラック協会専用申請用紙」にて申請していただきますようお願いいたします。

### ①助成申請用紙請求先

一般社団法人 神奈川県トラック協会

事業部 交通環境課 TEL：045-471-8882

### ②助成申請用紙送付先

自動車安全運転センター 神奈川県事務所

〒241-0815 TEL：045-364-7000

横浜市旭区中尾1-1-1 県警運転免許センター内

# Information

## － タイヤの空気圧をチェック －

# タイヤゲージ使用モニター募集のお知らせ

■問合せ先 事業部 交通環境課 TEL 045-471-8882

全ト協が策定した「トラック運送業界の環境ビジョン2030」の環境改善対策の一環として、燃料消費量及びCO<sub>2</sub>排出量の削減に繋がる車両の適正な点検整備を推進するため、タイヤの空気圧を測定する「タイヤゲージ」をモニター形式により配布（無償）をいたします。是非この機会にお試しく下さい。

モニターを希望される方は、下記の「申込書」に必要事項を記入し、FAXにてお申し込みください。

(注) 在庫に限りがありますので、ご希望に添えない場合があります。

■台数制限について

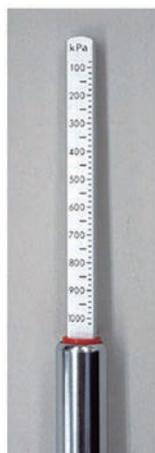
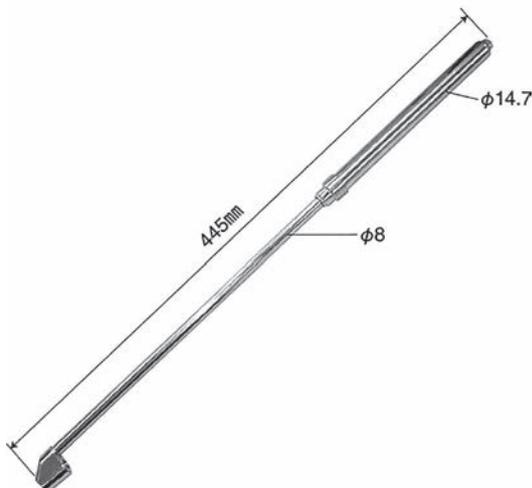
1事業者につき、1台となります。

■受渡方法について

神奈川県トラック協会 本部または各サービスセンター窓口で受渡します。

■結果報告について

「タイヤゲージモニターアンケート」を受渡から1ヶ月後にFAXにてご返送ください。



ゲージ部 (kPaのみ)

### ◆ 申込書 ◆

■会員番号 \_\_\_\_\_  
 ■会社名 \_\_\_\_\_  
 ■住所 〒 \_\_\_\_\_  
 \_\_\_\_\_  
 \_\_\_\_\_  
 ■TEL \_\_\_\_\_  
 ■FAX \_\_\_\_\_  
 ■連絡担当者名 \_\_\_\_\_  
 ■受渡場所に○を付けてください。

神ト協本部・川崎SC・横浜SC・相模原SC・県南SC・県央SC

#### 申込先

■ (一社)神奈川県トラック協会 事業部 交通環境課  
 ■ 〒222-8510 横浜市港北区新横浜2-11-1  
 ■ TEL 045-471-8882  
 ■ FAX 045-471-9055  
 ※申込受付後に受渡日等の連絡をさせていただきます。

#### 事務局記入欄

受付日	受渡日	受付番号
/	/	

## 神奈川県トラック協会では働き方改革の関連情報を 特設ページに掲載しています

**働き方改革への取組に神奈川県トラック協会HPをご利用ください**



神奈川県トラック協会 働き方改革

検索

### ★ 主な掲載内容

- 「物流革新に向けた政策パッケージ」等
- 働き方改革関連法について
- 改正改善基準告示について
- 就業規則・36協定の作成について
- 神ト協セミナー・研修会情報
- 厚生労働省助成金について
- 荷主向け関連情報
- 相談窓口（働き方改革推進支援センター、トラック運転者の長時間労働改善特別相談センターなど）
- 厚生労働省HP（働き方改革特設サイト、長時間労働改善に向けたポータルサイト） など

### －働き方改革の主な内容－

**ポイント1 2024年（令和6年）4月1日から、「時間外労働の上限規制」が  
トラックドライバーにも適用されました。（罰則付き）**

- ドライバーの上限規制が2024年(令和6年)4月1日からは、月45時間、年360時間を原則とし、臨時的な特別の事情がある場合でも、年960時間（休日労働※を含みません）が上限になりました。
- 「2～6か月平均」や「単月」などの1か月の上限規制はありません。
- 将来的には、一般則の適用を目指します。  
※休日労働：毎週1日又は4週4休の法定休日に労働する時間を指します。

**ポイント2 2024年（令和6年）4月1日から、改善基準告示が改正されました。**

- 新しい改善基準告示の主な内容
  - ・1年の拘束時間：**3,300時間**以内      1か月の拘束時間：**284時間**以内  
【例外】労使協定により、次の通り延長可（①、②を満たす必要あり）  
1年：3,400時間以内    1か月：310時間以内（年6か月まで）①284時間超は連続3か月まで②1か月の時間外・休日労働時間数が100時間未満となるよう努める
  - ・1日の拘束時間：**13時間**以内（上限15時間、14時間超は週2回までが目安）  
【例外】宿泊を伴う長距離貨物運送の場合（※）、16時間まで延長可（週2回まで）  
※：1週間における運行がすべて長距離貨物運送（一の運行の走行距離が450km以上の貨物運送）で、一の運行における休息期間が住所地以外の場所におけるものである場合

**ポイント3 2023年（令和5年）4月1日から、「月60時間超の時間外労働に対する  
割増賃金率」が25%から50%に引き上げられました。**

●中小企業においても「月60時間超の時間外労働に対する割増賃金率が」50%に引き上げられました。

### 【荷主向け関連情報】ドライバーの労働時間削減にご協力ください！

- ・改善基準告示違反になるような長時間の荷待ちが疑われる場合は、労働基準監督署から荷主等に対し「要請」を行います。また、厚生労働省から国土交通省に情報提供を行い、国土交通省から荷主等に対して法に基づく「働きかけ等」を行います。
  - ・発荷主に加えて、着荷主や元請運送事業者についても「要請」「働きかけ」等の対象となります。
  - ・発荷主企業のみならず、着荷主企業も含め、適正な取引を阻害する疑いのある荷主企業・元請事業者の監視を強化するため、「トラックGメン」が創立されました。
- ※詳細は右のQRコードを読み取って頂くか、働き方改革特設ページをご覧ください。



## 予約制による健康診断の開催予定表(5月、6月)

■問合せ先 事業部 SC統括課 TEL 045-471-8882

(一社)神奈川県トラック協会では、下記の日程にて健康診断を計画しております。

申し込みは、神ト協HPから申込書をダウンロードしていただくか、下記日程表の案内に記載されているサービスセンターへご連絡していただければご案内いたします。

※年間の開催予定については神ト協HPに掲載しておりますのでご活用ください。

※会場によっては申し込みが終了している可能性があることをご了承ください。

※既に申し込みが終了している会場は掲載を省略しております。

※会場予約等の理由から日程が変更される場合がありますのでご了承ください。

【申込/○は予約可能・— は予約準備中 (今しばらくお待ちください)】 令和7年3月14日現在

日時	会場	住所	定員	医療機関	申込	案内	
5月	10日(土)	神奈川県自動車会議所	横浜市都筑区池辺町3757-3	-	横浜リーフみなどみらい	-	-
	11日(日)	神奈川県自動車会議所	横浜市都筑区池辺町3757-3	-	横浜リーフみなどみらい	-	-
	11日(日)	北相貨物自動車協同組合中津ターミナル	愛甲郡愛川町中津4077-3	600名	さわやかクリニック	○	相模原
	11日(日)	湘南貨物自動車運送協同組合	藤沢市桐原町2-2	300名	湘南健診クリニック	○	県南
	17日(土)	川崎マリエン	川崎市川崎区東扇島38-1	208名	清水橋クリニック	○	川崎
	18日(日)	湘南貨物自動車運送協同組合	藤沢市桐原町2-2	300名	湘南健診クリニック	○	県南
	24日(土)	川崎マリエン	川崎市川崎区東扇島38-1	208名	清水橋クリニック	○	川崎
	24日(土)	神奈川県自動車会議所	横浜市都筑区池辺町3757-3	-	横浜リーフみなどみらい	-	-
	24日(土)	平塚商工会議所	平塚市松風町2-10	100名	清水橋クリニック	○	県央
	25日(日)	川崎マリエン	川崎市川崎区東扇島38-1	208名	清水橋クリニック	○	川崎
	25日(日)	神奈川県自動車会議所	横浜市都筑区池辺町3757-3	-	横浜リーフみなどみらい	-	-
6月	中旬	川崎マリエン	川崎市川崎区東扇島38-1	-	清水橋クリニック	-	-
	22日(日)	協同組合アツリュウ	厚木市長沼2-3-5	380名	清水橋クリニック	○	県央
	下旬	川崎マリエン	川崎市川崎区東扇島38-1	-	清水橋クリニック	-	-
	下旬	横浜鶴見地区運送事業協同組合	横浜市鶴見区鶴見中央2-6-15	-	清水橋クリニック	-	-

清水橋クリニックは「予約システム」  
 (<https://select-type.com/p/shimizubashi-cta/>)にて行います。  
 操作方法が分からない場合はお問合せください。TEL045-847-5533



### 【サービスセンター連絡先】

川崎SC：TEL044-544-2217      横浜SC：TEL045-471-8884      相模原SC：TEL046-285-1919  
 県南SC：TEL0466-52-7502      県央SC：TEL046-281-7704

参考：神ト協のHPに、日曜日に受診可能な医療機関及び巡回型健診が対応可能な医療機関などの紹介をしております。詳しくは [トップページ](#) → [健康診断の開催予定/健康診断実施機関一覧](#) をご覧ください。

# 令和7年 春の全国交通安全運動 神奈川県実施要綱

## ○期 間

1. 実施期間  
令和7年4月6日(日)から令和7年4月15日(火)
2. 交通事故死ゼロを目指す日(シートベルトの日)  
令和7年4月10日(木)

## ○目 的

入学や進級を迎える4月以降は、こどもの関係する交通事故が増加する傾向にあります。そこで、こどもたちをはじめすべての県民を交通事故から守るために、県民一人ひとりが交通安全について考え、交通ルールを守り交通マナーの向上に取り組むことを通じて、交通事故防止の徹底を図ることを目的に実施します。

## ○スローガン

～ 新入学児童・園児を交通事故から守ろう ～

## ○運動重点

1. こどもを始めとする歩行者が安全に通行できる道路交通環境の確保と正しい横断方法の実践
2. 歩行者優先意識の徹底とながら運転等の根絶やシートベルト・チャイルドシートの適切な使用の促進
3. 自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルールの遵守の徹底
4. 二輪車の交通事故防止(県の重点)



## 神奈川県交通安全対策協議会

※標記運動のポスター等につきましては事業部 交通環境課 (TEL 045-471-8882) までお問合せください。また、実施要綱等詳細については、神ト協ホームページ (<https://www.kta.or.jp/>) にて掲載いたします。

# エコドライブ診断器(セーフティナビ)トラックバージョン 貸出中です ～エコドライブ運転の技術を簡易診断します～

環境保全対策事業の一環として、「エコドライブ診断器（セーフティナビ）」を会員の皆様に貸し出ししております。

本診断器は、いつでも、どこでも、運転者の空き時間を利用し、短時間で簡単に診断ができ、診断後即時に診断結果の解析データが得られます。

また、SDコーチャー（危険予測体験）にて、安全運転について学ぶこともできます。

本診断器は下記、申込先にて貸し出しを行っております。是非、事業所におけるエコドライブの普及促進にご活用ください。

## 《エコドライブ診断器の内容と構成機器》

診断器メニュー	<ul style="list-style-type: none"> <li>・エコドライブ……エコドライブ運転の診断</li> <li>・SDコーチャー……危険予測体験による安全運転練習</li> </ul>
検査所要時間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・エコドライブ：1人当たり比較走行を含めて約20分</li> <li>・SDコーチャー：1人当たり1コース約10分</li> </ul> <p>※共に結果表の印刷は即時に可能</p>
構成機器	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ハンドル・ペダル・パソコン・プリンタ・ウインカー</li> <li>・構成機器はスーツケースに収納</li> </ul>



## 《貸出について》

貸出対象地域	神奈川県内
貸出期間	1週間
貸出費用	無料
申込方法	電話にて予約の上、利用申込書を提出してください。

## 《貸出申込み・問合せ》 ※お近くの申込先へご連絡ください。

申込先	連絡先
本部・事業部 交通環境課 (横浜市港北区新横浜2-11-1)	TEL 045-471-8882 / FAX 045-471-9055
県央サービスセンター (厚木市長沼235)	TEL 046-281-7704 / FAX 046-281-9908
相模原サービスセンター (愛甲郡愛川町中津4077-3)	TEL 046-285-1919 / FAX 046-286-2384

## 重大事故報告書の改正及び価格改定について

この度、「道路運送法施行規則等の一部改正する省令<特定自動運行保安員等など>（令和五年国土交通省令第三十一号）」等改正のため、「重大事故報告書（4枚複写）」が新しくなりましたのでご案内いたします。

当該商品における当協会の販売価格につきましても、令和7年4月1日より改定させていただきます。ご理解賜りますようお願い申し上げます。

### 1、変更箇所

- ・該当自動車の概要／事業用枠内に貨物軽（四輪）、貨物軽（三輪以下）を追加
- ・乗務員／アルコール依存症のスクリーニング検査・飲酒の項目を追加
- ・乗務員／特定自動運行保安員の項目を追加
- ・運行管理者等／運行管理者・貨物軽自動車安全管理者講習修了番号に名称変更

### 2、販売価格

品名	販売単価	
	税抜	税込
重大事故報告書 (令和7年4月施行 改正版A3)	1,250	1,375

## 神奈川県トラック協会ホームページが リニューアルしました！

神奈川県トラック協会のホームページが、より使いやすく、快適にご利用いただけるよう、リニューアルいたしました。新デザインでは、情報の見やすさを向上させ、スマートフォンやタブレットからも快適にご覧いただけるようになっております。

URLなどに変更はございませんので、これまで通り最新の情報を発信できるよう努めてまいります。ぜひご活用ください。



—神奈川県弁護士会所属弁護士による—

## □ 無料法律相談のお知らせ □

※ 事前予約制（事業部 業務課 TEL 045-471-8882まで）※

毎月第2月曜日（祝日の場合翌週月曜日）が無料法律相談開催日です。

4月の相談日は、4月14日(月)です。

5月の相談日は、5月12日(月)です。

開催時間：①13時30分～②14時30分～ 各枠1社1時間

場所：神奈川県トラック総合会館個室（港北区新横浜2-11-1）

※ 各地域の神奈川県弁護士会法律相談センターでの相談もご利用いただけます。

（いずれも事前予約制となります。必ず業務課までご連絡ください。）



気軽に相談  
してね！

労使問題、経営問題、金銭トラブル、  
損害賠償、交通事故問題や事業継承  
など…法律問題全般にお答えします。



## 全日本トラック協会「同一労働同一賃金WEBセミナー」のお知らせ (オンライン開催・会員限定)

平成30年6月に働き方改革関連法が成立し、正規雇用労働者と非正規雇用労働者（短時間労働者、有期雇用労働者）との間の不合理な待遇差の解消を目指すパートタイム・有期雇用労働法が令和2年4月に施行し、令和3年4月より中小企業においても適用されております。

全日本トラック協会では、専門の講師が解説しているWEBセミナーを開催しております。

同一労働同一賃金への対応が必要な事業者におかれましては、今後の対応の参考としてご活用ください。

【WEBセミナーはこちらから視聴できます】（会員専用）

神奈川県トラック協会HP→働き方改革特設ページ→神ト協働き方改革関連セミナー研修会情報等→パートタイム・有期雇用労働法に対応したトラック運送事業者のための同一労働同一賃金WEBセミナーについて

※セミナーのテキストについてはWEBセミナー画面からダウンロードしてください。

※セミナーの内容について、ご質問がある方は、全日本トラック協会企画部（03-3354-1037）までお問い合わせください。

# トラック事業における 総合安全プラン2025

## 01 「日常点検講習」開催のご案内（Gマーク加点対象）

■問合せ先 事業部 交通環境課 TEL 045-471-8882

環境保全・交通安全・経費削減に効果が期待されるエコドライブの普及を推進するため、車両の点検整備に関する知識や技術の向上を目的として標記講習を開催いたします。

参加ご希望の方は、下記の申込書に記入の上、FAXにてお申し込みください。

### 1. 日程・場所

	開催日	場所	講習時間		定員	使用車両
第1回	4月26日(土)	協同組合横浜輸送センター (横浜市金沢区幸浦2-9-1)	午前の部	9時30分～12時00分	各20名	4t
			午後の部	13時30分～16時00分		
第2回	6月14日(土)	神ト協 相模原サービスセンター (愛甲郡愛川町中津4077-3)	午前の部	9時30分～12時00分	各20名	4t
			午後の部	13時30分～16時00分		



座学講習の風景



実車講習の風景

2. 対象 会員事業者所属のドライバーなど（県内営業所所属の方に限ります。）
  3. 受講料 無料
  4. 講習内容 「日常行う車両の点検整備について」（座学及び実車講習）
  5. 申込み 下記申込書により、FAXにて第1回については4月17日(木)、第2回については6月5日(木)までにお申し込みください。（申込書に記入漏れがある場合は受付できません。）  
※定員を超えた場合は抽選とさせていただきます。  
※ご希望の講習時間に添えない場合がございます。ご了承ください。
- 受講決定者には、後日受講証をFAXにて送付します。当日は受講証をご持参ください。
  - 講習終了後、修了証を発行いたします。

※**感染拡大等の状況により、急遽開催の延期等させていただく場合がございます。**

.....切り取らずに、このままFAXしてください.....

事業部 交通環境課 宛 (FAX 045-471-9055) 令和 年 月 日

※いただいた個人情報については、当該用務以外には使用しません。情報等については厳重に管理します。

### 「日常点検講習」参加申込書

講習日	4月26日(土) ・ 6月14日(土) 【午前の部・午後の部】 <希望日及び希望講習時間に○>		
会員番号		参加者名	(フリガナ)
会社名			
T E L	( )	F A X	( )

## 02 ドライブレコーダー活用講座のご案内（Gマーク加点対象）

■問合せ先 事業部 交通環境課 TEL 045-471-8882

ドライブレコーダーのさらなる普及と効果的な活用の促進を目的として、標記講座を開催します。この講習は社内の安全教育担当者を対象に安全教育の具体的な指導方法を習得していただく内容となっています。既にドライブレコーダーを導入済みの方や今後導入を検討している方、安全対策に関心のある皆様のご参加をお待ちしています。

参加ご希望の方は、下記の申込書により、FAXにて、申込〆切日までにお申し込みください。

### 1. 日程・場所

	開催日	場所	講習時間（予定）	定員	申込〆切
第1回	4月23日(水)	神奈川県トラック総合会館 (横浜市港北区新横浜2-11-1)	13時30分～16時00分	50名	4月15日(火)
第2回	5月22日(木)	厚木商工会議所 (厚木市栄町1-16-15)	13時30分～16時00分	50名	5月14日(水)

- 2. 対象 会員事業者の安全教育担当者（管理者等）
- 3. 定員 上記日程に記載（定員を超えた場合は抽選とさせていただきます。）  
※受講決定者に対しては、後日受講証をFAXにて送付します。  
当日は受講証をご持参ください。
- 4. 受講料 無料
- 5. 講師 交通事故防止コンサルタント 上西 一美氏
- 6. 講習内容 「交通事故心理を学ぶ  
～運転時のリスク回避策～」  
※座学講習及び一部小集団討議を行います。

自社の安全教育で使用できるドラレコ映像をご提供します!!



※感染拡大等の状況により、急遽開催の延期等させていただく場合がございます。

.....切り取らずに、このままFAXしてください.....

事業部 交通環境課 宛 (FAX 045-471-9055) 令和 年 月 日

※いただいた個人情報については、当該用務以外には使用しません。情報等については厳重に管理します。

### 「ドライブレコーダー活用講座」参加申込書

講習日	4月23日(水) ・ 5月22日(木) <いずれかに○>		
会員番号		参加者名	(役職)
会社名			(フリガナ)
TEL	( )	FAX	( )
ドライブレコーダーの導入		有 ・ 無	
メールアドレス			

# 03 ドライバー向けエコドライブ講習会開催のご案内 (Gマーク加点対象)

■問合せ先 事業部 交通環境課 TEL 045-471-8882

標記講習会を交通環境委員会の事業計画の一環として実施しています。参加を希望される方は申込書に記入の上、FAXにてお申し込みください。

1. 受講対象者 会員事業者のドライバー・ドライバー教育担当者・運行管理者 など
- ・講習車両は4t平ボディです。
  - ・限定中型以上（詳細は申込書参照）の免許取得者を対象としますので、準中型免許では受講できません。
  - ・マニュアル車を使用した実車講習となりますので、講習当日運転可能な方に限ります。
  - ・4t以上・マニュアル車の運転経験の無い方は受講をご遠慮ください。
  - ・受講後に簡単なアンケート調査を行いますので、ご回答いただける方のご参加をお待ちしております。
  - ・グリーン経営認証に有効であり、Gマークの加点対象となります。講習会終了後、修了証を発行します。

2. 日程（開始時間は9時30分、終了時間は17時頃です）

	開催日	場所	使用車両	定員	申込〆切
第1回	5月24日(土)	Y-CC（横浜港流通センター） （横浜市鶴見区大黒ふ頭22）	4t	20名	5月13日(火)
第2回	6月21日(土)	協同組合アツリュウ （厚木市長沼235）	4t	16名	6月10日(火)

3. 研修内容（予定）

- ①主旨・走行コースなど説明
- ②トラック走行講習（通常運転）
- ③省エネ運転方法説明
- ④トラック走行講習（エコドライブ）
- ⑤エコドライブマイスター認定試験
- ⑥運転データなど解説

4. 今後の開催予定会場

決定次第、お知らせいたします

5. 受講料

1名につき1,000円（受講当日徴収）



実際の運転と同様、積荷を載せて運転します



参加者にエコドライブをサポートする資料等を配布します



エコドライブのテクニックを座学でも研修してもらいます

総合安全プラン2025

6. 申込方法

下記「ドライバー向けエコドライブ講習会申込書」にご記入の上、FAXにてお申し込みください。

- ※ 定員を超えた場合は抽選とさせていただきます。また、なるべく広くエコドライブを普及するため1社あたりの受講人数を制限させていただく事がございますので、予めご了承ください。また、エコドライブ普及の目的のため、初めて当講習会に参加する事業者を優先させていただく事がございます。
- ※ 申込書に記入漏れのある場合は受付できません。
- ※ 当講習会は、受講決定通知と免許証の提示のない方、また運転に適さない服装の方の受講はできません。
- ※ やむをえない場合には中止になることもございますのでお含みおきください。

※**感染拡大等の状況により、急遽開催の延期等させていただく場合がございます。**

.....切り取らずに、このままFAXしてください.....

事業部 交通環境課 宛(FAX 045-471-9055)

令和 年 月 日

※いただいた個人情報については、当該用途以外には使用しません。情報等については厳重に管理します。

「**神協**ドライバー向けエコドライブ講習会」申込書

参加希望日	月 日 ( )		会員番号	
事業者名			営業所名	
グリーン経営認証	取得している ・ していない ・ 取得を目指している (いずれかに○)			
住所	〒			
フリガナ			受講者役職	<input type="checkbox"/> ドライバー <input type="checkbox"/> 運行管理者(乗務 あり・なし) <input type="checkbox"/> その他( )
受講者氏名			TEL	
連絡先	担当者名	FAX		
当日連絡先 ※受講者の携帯電話番号等、講習日当日に連絡の取れる番号をお願いします。			TEL	
<b>受講者情報</b>				
所有免許	<b>限定中型 ・ 中型 ・ 大型</b> ※4t・マニュアル車による講習のため、限定中型免許以上(AT限定免許不可)の方が対象 ※準中型免許では受講できません ※限定中型 ⇒ 平成19年6月1日以前に取得した普通免許			
普通免許取得日	昭和・平成・令和 年 月 日			
免許有効期限	平成・令和 年 月 日			
エコドライブ講習会受講履歴	初めて・受講したことがある【 回 主催団体： 】			
日常乗務車 (該当するもの全てに○)	日常乗務の有無	乗務車種	乗務車両シフト	
	乗車している・乗車していない	2t・4t 10t・トラクタ	マニュアル・オートマ	
注) 4t以上・マニュアル車の運転経験の無い方は受講をご遠慮ください				

- ※ 留意点 定員を超えた場合は抽選とさせていただきます。なお、申込多数の場合には1社あたりの受講人数を制限させていただきますので、予めご了承ください。  
開催日の10日前までに、ご担当者あてにFAXにて当落の通知及び受講決定通知書を送付いたします。  
この申込書は、当落結果が送付されるまで保管してください。

## 04 安全教育リーダー養成講座のご案内（Gマーク加点対象）

■問合せ先 事業部 交通環境課 TEL 045-471-8882

標記講座について、「交通安全教育の強化」を目的として、安全教育を実施する管理者等を対象とした管理者向け安全教育講習を開催します。

参加ご希望の方は、下記の申込書によりFAXにて、申込〆切日までにお申し込みください。  
なお、定員を超えた場合は抽選とさせていただきます。

### 1. 日程・場所

	開催日	場所	講習時間（予定）	定員	申込〆切
第1回	5月14日(水)	神奈川県トラック総合会館 (横浜市港北区新横浜2-11-1)	13時30分～16時00分	50名	5月2日(金)
第2回	6月18日(水)	厚木商工会議所 (厚木市栄町1-16-15)	13時30分～16時00分	50名	6月10日(火)

2. 共 催 神奈川県自動車交通共済協同組合  
陸上貨物運送事業労働災害防止協会神奈川県支部
3. 対 象 会員事業者の安全教育担当者（管理者等）
4. 受 講 料 無 料
5. 講 習 内 容 ①「自動車運送事業者の監査結果及び指導監督等について」  
講師：関東運輸局神奈川運輸支局 陸運技術専門官  
②「ドライバー教育の手法～自社で行う座学と実車講習～」  
講師：小田原ドライビングスクール 緒方 克宣 氏
- 及び 講 師 講座終了後、修了証を発行します。

\*受講決定者に対しては、後日受講証をFAXにて送付します。当日は受講証をご持参ください。

**※感染拡大等の状況により、急遽開催の延期等させていただく場合がございます。**

.....切り取らずに、このままFAXしてください.....

事業部 交通環境課 宛 (FAX 045-471-9055) 令和 年 月 日

※いただいた個人情報については、当該用務以外には使用しません。情報等については厳重に管理します。

### 「安全教育リーダー養成講座」参加申込書

講 習 日	5月14日(水) ・ 6月18日(水) <いずれかに○>		
会 員 番 号			(フリガナ)
会 社 名		参 加 者 名	
T E L	( )	F A X	( )
安全教育リーダー養成講座 受講履歴	初めて・受講したことがある <いずれかに○を>		



## 06 初任運転者安全教育講習開催のお知らせ

■問合せ先 事業部 交通環境課 TEL 045-471-8882

当講習は国土交通省告示に基づく内容にて実施しており、法令に則したものとなっております。社内新規採用者が在籍する方、社内の新人教育担当者におかれましては、是非当講習をご活用ください。

初任運転者に対しては、「座学及び実車を用いた15時間以上の指導」と「実際にトラックを運転させ、安全な運転方法の20時間以上の指導」を実施する必要があることから、当講習においては「座学及び実車を用いた15時間以上の指導」の内、6時間（計12項目の内5項目）を国土交通省の告示に基づいたカリキュラムにて実施します。

	開催日	場所	講習時間(予定)	定員	申込〆切
第2回	5月17日(土)	南横浜自動車学校 (横浜市金沢区福浦3-11-1)	9時50分～17時00分	8名	5月8日(木)

**対象者** 会員事業者所属ドライバー（県内営業所所属ドライバーに限ります）で、入社後1年以内の新規採用ドライバー、及び新人ドライバーの教育担当者 ※マニュアル車の運転経験の無い方は申し込み前にご連絡ください。

**参加費** 1,000円（当日徴収します。）

**申込み** 下記の申込書によりFAXにてお申し込みください（定員を超えた場合は抽選とさせていただきます。受講決定者には後日決定通知書をFAXにて送付させていただきます。）

★初任運転者の方でなくても受講可能ですが、初任運転者（入社後1年以内）の方を優先させていただきます。また、当日の講習は車両に乗車しての実技講習があります。（当日免許証を確認させていただきます。＊講習終了後、修了証を発行します。）

※感染拡大等の状況により、急遽開催の延期等させていただく場合がございます。

.....切り取らずに、このままFAXしてください.....  
 事業部 交通環境課 宛(FAX 045-471-9055) 令和 年 月 日  
 ※いただいた個人情報については、当該業務以外には使用しません。情報等については厳重に管理します。

### 「初任運転者安全教育講習」参加申込書

講習日	5月17日(土)
会員番号.....	事業者名.....
参加者氏名.....	連絡担当者.....
連絡先TEL.....	FAX.....
参加者情報 入社歴.....年.....ヶ月	事業用自動車の運転歴.....年.....ヶ月
実技講習時希望車両	.....2t車.....4t車.....10t車..... <いずれかに○を>
※ 2t車は、現行の普通免許(平成29年3月12日以降に取得)では受講できません。	

## 参考

関連団体である神奈川県自動車交通共済協同組合においても初任運転者を対象とした特別指導講習を別途開催しておりますので、両講習をご受講いただいた場合、両講習で実施していない2項目（下表太枠の項目）及び補足が必要な項目については自社等にて3時間以上実施してください。  
 ※開催日時、申込方法等の詳細は神奈川県自動車交通共済協同組合 安全推進部までお問合せください。  
 TEL 045-475-2197 E-mail anzen@shinkokyo.or.jp

一般的な指導及び監督の内容	カリキュラム（両団体とも6時間）	
	神奈川県トラック協会	神奈川県自動車交通共済協同組合
①トラックを運転する場合の心構え	○	○
②トラックの運行の安全を確保するために遵守すべき基本的事項	○	○
③トラックの構造上の特性	○	○
④貨物の正しい積載方法		
⑤過積載の危険性		○
⑥危険物を運搬する場合に留意すべき事項		
⑦適切な運行の経路及び当該経路における道路及び交通の状況		○
⑧危険の予測及び回避並びに緊急時における対応方法	○	○
⑨運転者の運転適性に応じた安全運転		○
⑩交通事故に関わる運転者の生理的及び心理的要因及びこれらへの対処方法		○
⑪健康管理の重要性		○
⑫安全性の向上を図るための装置を備えるトラックの適切な運転方法	○	

# 初任運転者法定15時間 オンライン研修のご案内

標記研修につきましては、初任運転者向けの指導・監督指針12項目15時間の座学研修を、オンライン（ZOOM）により受講していただける研修となっております。

ナビゲーターの進行により、トラックを運転する場合の心構え、安全を確保するために遵守すべき基本的事項、危険予測、健康管理の重要性等12項目の内容に合わせて各分野の専門家が動画等で解説しますので是非ご利用ください。

- 対象者** 神奈川県トラック協会会員事業者所属ドライバー（県内営業所所属に限ります）  
で入社後1年以内の新規ドライバー。
- 受講料** 無料
- 申込先** <https://www.kta.or.jp/pub/onlineseminar.html/>  
こちらのQRコードからも申し込み可能。
- 日 程** 4月～6月のスケジュールは以下のカレンダーの通り（1日5時間×3日間）
- 時 間** 9:30～16:00（休憩時間：昼休憩60分、その他30分）



2025年 4月							2025年 5月							2025年 6月						
月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日
	1	2	3	4	5	6				1	2	3	4							1
7	8	9	10	11	12	13	5	6	7	8	9	10	11	2	3	4	5	6	7	8
14	15	16	17	18	19	20	12	13	14	15	16	17	18	9	10	11	12	13	14	15
21	22	23	24	25	26	27	19	20	21	22	23	24	25	16	17	18	19	20	21	22
28	29	30					26	27	28	29	30	31		23	24	25	26	27	28	29
														30	7/1	7/2				

**注意事項** ZOOMを用いて双方向で行います。パソコン、マイク、カメラ等につきましては各自でご準備ください。また、可能な限り静かな場所での受講をお奨めします。  
その他注意事項はホームページにてご確認ください。

《予約・内容に対する問合せ先》  
**株式会社ディ・クリエイト**  
 電話：050-3145-2579 メール：info@de-create.com  
 〈その他 問い合わせ先〉  
 一般社団法人 神奈川県トラック協会 事業部 交通環境課  
 電話：045-471-8882 メール：info@kta.or.jp

# 適正化だより



## 2025年度 安全性評価事業 (Gマーク) 「説明会開催」のご案内

問合せ先 神奈川県貨物自動車運送適正化事業実施機関・適正化事業部 TEL 045-471-5877

安全性評価事業 (Gマーク) は平成15年度からスタートし、現在のところ、全国では29,069事業所、神奈川県では1,473事業所が認定されています。更に、2023年度以降の安全性評価事業の申請については制度見直しに伴い、取扱いの一部が変更されています。

今般、標記説明会を開催しますので、新規・更新事業所で参加を希望される事業所の方は下記の参加申込書にご記入の上、FAX又はQRコードよりお申し込みください。

.....【本紙をそのままFAXしてください。】.....

## 2025年度 安全性評価事業説明会 参加申込書

神ト協 適正化事業部 宛 FAX 045-471-5536

1. 開催日時・場所

希望日に○印 ↓

第1回	令和7年4月21日(月) 神奈川県トラック総合会館 7階 大研修室 横浜市港北区新横浜2-11-1		  開催時間は全て 13:30 } 15:00 となります。
第2回	令和7年4月24日(木) 厚木市文化会館 集会室A B 厚木市恩名1丁目9-20		
第3回	令和7年4月28日(月) 相模原市民会館 第2大会議室 相模原市中央区中央3丁目13-15		
第4回	令和7年5月8日(木) 藤沢商工会館ミナパーク 502会議室 藤沢市藤沢607-1		
第5回	令和7年5月12日(月) 川崎マリエン 第1・第2研修室 川崎市川崎区東扇島38-1		
第6回	令和7年5月15日(木) 神奈川県トラック総合会館 7階 大研修室 横浜市港北区新横浜2-11-1		

- 2. 定員 各会場の定員は50名程度 ※各回の説明時間は90分程度
  - 3. 申込締切 各回とも開催1週間前まで (定員超過の場合は早期に締切ります)
- ※「参加証」は発行しませんのでご承知おきください。定員を超えた時のみご連絡します。

会社名		営業所名	
参加者名		役職名	
所在地			
TEL		FAX	
申請方式	新規申請      ・      更新申請      ※どちらかに○印		

安全への  
取り組みを見える化!  
**Gマークを**  
取得しませんか?



認定事業者は、様々な面で取得による効果を実感しています。

- ① Gマークをつけて走ることで常に見られているという意識を持つようになり、ドライバーにプロの模範であるという自覚が芽生え安全に対する意識が高まりました。(A 運送)
- ② これまで曖昧だった安全対策がGマークの取得をきっかけに明確化され、会社全体で統一した安全管理方法が根付きました。(B 物流)
- ③ 社内の安全会議などで問題提起や対処法について積極的に意見が交わされるようになり、自発的な安全推進活動への提案や実践が行われています。(C 通運)
- ④ 安全に力を入れている会社、従業員を大事にしている会社と評価されるようになり、荷主や同業他社とのコミュニケーションが活発化して営業活動がやりやすくなりました。(D 運輸)

〔安全性優良事業所 認定事例集〕より抜粋。



全国貨物自動車運送適正化事業実施機関



# 適正化だより

## 国土交通省が推進するGマーク認定制度!

「安全性優良事業所」は全日本トラック協会が認定する  
安全・安心な運送事業所です

令和5年3月末現在、全国で28,521事業所（全事業所の32.8%）のトラックがGマークを付けて走っています。



### 安全性優良事業所とは

荷主企業が、より安全性の高いトラック運送事業者を選びやすくするために、安全性評価委員会の評価を経て、全日本トラック協会 (全国貨物自動車運送適正化事業実施機関) が認定した事業所です。

### 認定の要件は

法令の遵守状況、事故や違反の状況と安全性に関する取組の積極性を評価します。

100点満点中80点以上の評価と社会保険等の適正加入などが認定の要件となっています。

なお、認定の有効期間は、新規が2年間、初回更新が3年間、2回目更新以降は4年間です。

### 申請については

申請は会社単位ではなく、事業所単位です。都道府県トラック協会 (地方貨物自動車運送適正化事業実施機関) で申請書類等の受付を行っています。

## ★★★★★★ 評価結果の活用で更なる安全向上へ ★★★★★★

審査を行った全ての事業所に対して、各評価項目の評価結果を通知します。これにより事業所の各項目の状況が確認できますので、今後重点を置く項目など更なる安全への取り組みを行う上で活用することができます。

# 適正化だより

## どのような内容が評価されるのでしょうか？

(令和5年度時点)

### I. 安全性に対する法令の遵守状況 (配点40点・基準点数32点)

中項目	小項目	配点
1. 事業計画等	(1) 乗務員の休憩・睡眠施設の保守、管理は適正か。	1
	(1) 事故記録が適正に記録され、保存されているか。	1
2. 帳票類の整備、報告等	(2) 運転者台帳が適正に記入等され、保存されているか。	1
	(3) 車両台帳が整備され、適正に記入等されているか。	1
	(1) 運行管理規程が定められているか。	1
3. 運行管理等	(2) 運行管理者に所定の講習を受けさせているか。	1
	(3) 事業計画に従い、必要な運転者を確保しているか。	1
	(4) 過労防止を配慮した勤務時間、乗務時間を定め、これを基に乗務割が作成され、休憩時間、睡眠のための時間が適正に管理されているか。	3
	(5) 過積載による運送を行っていないか。	3
	(6) 点呼の実施及びその記録、保存は適正か。	3
	(7) 乗務等の記録(運転日報)の作成・保存は適正か。	1
	(8) 運行記録計による記録及びその保存・活用は適正か。	1
	(9) 運行指示書の作成、指示、携行、保存は適正か。	1
	(10) 乗務員に対する輸送の安全確保に必要な指導監督を行っているか。	3
	(11) 特定の運転者に対して特別な指導を行っているか。	2
	(12) 特定の運転者に対して適性診断を受けさせているか。	2
	4. 車両管理等	(1) 整備管理規程が定められているか。
(2) 整備管理者に所定の研修を受けさせているか。		1
(3) 日常点検基準を作成し、これに基づき点検を適正に行っているか。		1
(4) 定期点検基準を作成し、これに基づき、適正に点検・整備を行い、点検整備記録簿等が保存されているか。		3
5. 労基法等	(1) 就業規則が制定され、届出されているか。	1
	(2) 36協定が締結され、届出されているか。	1
	(3) 労働時間、休日労働について違法性はないか(運転時間を除く)。	1
	(4) 所要の健康診断を実施し、その記録・保存が適正にされているか。	3
6. 運輸安全マネジメント	(1) 運輸安全マネジメントを的確に実施し、輸送の安全に関する計画の作成、実行、評価及び改善の一連の過程を円滑に進めているか。	2
小計		40

注：①項目毎に、巡回指導結果が「適」の場合は加点し、「否」の場合は加点しません。なお、巡回指導後に改善されても加点しません。  
 ②事業所により該当しない項目がある場合、当該項目は加点します。  
 ③巡回指導時に書類不備等により判定できなかった項目は加点しません。

### II. 事故や違反の状況 (配点40点・基準点数21点)

中項目	小項目	配点
1. 事故の実績	申請を行った年の11月30日から過去3年間に、事業所の事業用自動車に有責の第一当事者となる、自動車事故報告規則(国土交通省令)第2条各号に定める事故がないか。	20
2. 違反(行政処分)の実績	申請を行った年の11月30日において、事業所に、貨物自動車運送事業法に基づく行政処分の点数が付加されていないか。また、点数がある場合には、当該事業所に係る行政処分の累積点数は何か。	20
小計		40

注：①事故の実績について、上記に該当する有責の第一当事者となる事故がある場合は0点、無い場合は20点とします。  
 ②違反(行政処分)の実績について、累積点数が20点以上の場合は0点、20点未満の場合は、(20点)-(累積点数)で求めた得点を加点します。

### III. 安全性に対する取組の積極性 (配点20点・基準点数12点)

自認項目	配点
グループ1 運転者等の指導・教育 ((1)~(4)から最低1項目・最大3項目選択 各3点計9点)	
(1) 自社内独自の運転者研修等の実施(50%未満は1点)	3(1)
(2) 外部の研修機関・研修会への運転者等の派遣(選任運転者等以外は1点)	3(1)
(3) 定期的な「運転記録証明書」の入手による事故・違反実績の把握に基づく指導の実施	3
(4) 安全運行につながる省エネ運転を実施し、その結果に基づき、個別の指導教育を実施している	3
グループ2 輸送の安全に関する会議・QC活動の実施 ((1)~(3)から最低1項目・最大2項目選択 各2点計4点)	
(1) 事業所内での安全対策会議の定期的な実施	2
(2) 事業所内での安全に関するQC活動の定期的な実施	2
(3) 荷主企業、協力会社又は下請け会社との安全対策会議の定期的な実施	2
グループ3 法定基準を上回る対策の実施 ((1)~(4)から最低1項目・最大2項目選択 各2点計4点)	
(1) 特定の運転者以外にも適性診断(一般診断)を計画的に受診させている	2
(2) 効果の高い健康起因事故防止対策(健康診断結果のフォローアップ・脳検査・心電計・SAS)の実施	2
(3) 車両の安全性を向上させる装置の装着(ドライブレコーダー、バックアイカメラは1点)	2(1)
(4) ドライバー時間外労働時間960時間以下の先取り	2
グループ4 その他 ((1)~(6)から最低1項目・最大3項目選択 各1点計3点)	
(1) 健康起因事故防止に向けた取組(健康診断結果のフォローアップ・脳検査・心電計・SAS以外)	1
(2) 輸送に係る安全や環境に関する認証や認定の取得	1
(3) 国が認定する第三者機関による運輸安全マネジメント評価の受審(上記(2)ISO等安全や環境に関する認証の取得から分離)	1
(4) 過去3年以内の行政、外部機関、トラック協会による輸送の安全に関する表彰の実績	1
(5) リアルタイムGPS運行管理システムなどの先進的運行管理システムの導入	1
(6) 自社内独自の無事故運転者表彰制度又は省エネ運転認定制度の活用	1

注：申請時に提出された書類により、判断基準を満たした場合は加点します。  
 4グループすべてから得点しなければなりません。

# 適正化だより

## 安全性優良事業所に対しては、 国土交通省等から様々なインセンティブが付与されています

(令和5年度時点)

国土交通省	違反点数の消去	通常、3年となっている違反点数の付与期間について、違反点数付与後2年間違反点数の付与がない場合、当該違反点数が消去されます。
	IT点呼の導入	対面点呼に代えて、国土交通大臣が定める設置型又は携帯型のカメラを有する機器による営業所間等での点呼が可能となります。
	点呼の優遇	2地点間を定時で運行する形態の場合の他営業所における点呼、同一敷地内に所在するグループ企業間における点呼が承認されます。
	安全性優良事業所表彰	安全性優良事業所のうち、連続して10年以上取得しているなど、さらに一定の高いレベルにある事業所が表彰されます。
	基準緩和自動車の有効期間の延長	基準緩和自動車が適切に運行されている場合、継続緩和の申請について、緩和の期限が無期限に延長（通常4年間）されます。
	特殊車両通行許可の有効期間の延長	特殊車両の通行許可について、一定の要件を満たす優良事業所の車両の場合、許可の有効期間が最長4年間まで延長（通常最長2年間）されます。
全日本トラック協会	助成の優遇	都道府県トラック協会の会員事業者に対する助成事業について、予算の範囲内で次の優遇措置が受けられます。 ①ドライバー等安全教育訓練促進助成制度 特別研修への受講料助成金の増額（通常7割→全額助成） ②安全装置等導入促進助成事業 IT機器を活用した遠隔地で行う点呼に使用する携帯型アルコール検知器への1台につき、2分の1、上限2万円の助成 ③経営診断受診促進助成事業 ・経営診断助成金の増額（通常8万円→10万円） ・経営改善相談助成金の増額（通常2万円→3万円） ④自動点呼機器導入促進助成事業 ・導入台数上限の緩和（通常1事業者1台→1事業者2台） ・助成額上限の増額（通常1台あたり上限10万円→2台分で上限20万円）
損保会社等	保険料の割引	損害保険会社及び交通共済の一部では、運送保険等において独自の保険料割引を適用しています。 ・あいおいニッセイ同和損保 ・損害保険ジャパン ・神奈川県自動車交通共済協同組合 ・四国交通共済協同組合 ・近畿交通共済協同組合 ・日本貨物運送協同組合連合会 「日貨協連 新貨物補償制度」



「安全性優良事業所」認定のGマークは、厳正な審査により高評価を得た事業所のみと与えられる“安全性”の証です。  
Gの由来はGood「よい」、Glory「繁栄」の頭文字Gを取ったものです。

### 「安全性優良事業所」認定制度の詳細を知りたい？

安全性優良事業所（Gマーク事業所）は、全日本トラック協会のホームページにて、事業所名、住所、電話番号を公表しています。また、認定事業所の希望により、ホームページへのリンク及び主な輸送品目を掲載しています。

安全性優良事業所トップページ

Gマーク

検索

<https://jta.or.jp/member/tekiseika/gmark.html>



お気軽に  
お問い合わせ  
ください

認定の要件は、法令を遵守し、安全運行を心がけている事業所にとっては、必ずしも難しいものではありません。認定を受けるためにどのような取組が必要か、申請書の記載方法や必要書類など、お気軽に都道府県トラック協会又は全日本トラック協会にお問い合わせください。



公益社団法人

全日本トラック協会

〒160-0004 東京都新宿区四谷三丁目2番5 TEL: 03-3354-1067



## Gマーク取得事業所の皆様へ

貨物自動車運送事業安全性評価事業（Gマーク）を取得後、下記に該当している事業所は「**安全性優良事業所登録事項変更届出書**」の提出が必要です。

- 会社名を変更した**

---

- 事業所名を変更した**

---

- 事業所の位置を変更した**

上記のように、行政機関へ認可申請及び事業計画変更届を提出し、会社名、事業所名、住所等が変更した場合は、全日本トラック協会ホームページよりダウンロードした「**安全性優良事業所登録事項変更届出書**」と行政機関に提出された届出書・認可申請書・認可書（**拳証書類**）等の写しを合わせて、神奈川県トラック協会適正化事業部までご提出くださいますようお願いいたします。

\*\*\*\*\*

また、**事業（又は事業所）を廃止した場合**は、「**認定証等返納申し出書**」と行政機関に提出した廃止届の写しと**安全性優良事業所認定証**の提出が必要です。

### 「認定証等返納申し出書」

【適正化ホームページ トップページ <https://www.kana-tekisei.jp/>】

→【Gマーク】→【認定書等返納申し出書】

Google や Yahoo! にて「**安全性優良事業所 自主返納**」で検索可能です。



※その他、事業の合併（分割）や譲渡譲受、事業所の統合・分割などがある場合は、神奈川県トラック協会適正化事業部までお問い合わせください。

お問い合わせ  
 (一社)神奈川県トラック協会 適正化事業部  
 TEL 045-471-5877 FAX 045-471-5536

# 適正化だより

## 「運輸安全マネジメント」の年度更新をご確認ください!!

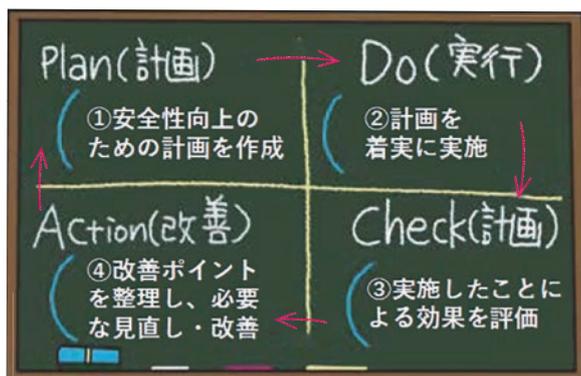
平成18年10月より、全ての事業者は輸送の安全性の向上に努めるため「運輸安全マネジメント」に取り組むこととなりました。

全ての事業者の方は毎年度ごとに輸送の安全確保に関する取り組みを策定し、取組内容について毎事業年度開始後100日以内に公表（社内掲示やホームページ掲載）する必要があります。

巡回指導の際には、年度更新を忘れていた事業者の方が見受けられますので、自社の「運輸安全マネジメント」が年度更新されているかをご確認ください。

### 【取り組むべき事項】

- 事故防止のための安全方針
- 社内への周知方法
- 輸送の安全方針に基づく目標
- 目標達成のための計画
- 輸送の安全に関する情報交換方法
- 輸送の安全に関する反省事項
- 反省事項に対する改善方法
- 輸送の安全に関する目標達成状況
- 事故に関する情報



**わが社の** 年度( 年 月 日 ~ 年 月 日 )

## 「運輸安全マネジメント」の取組み

- 1 事故防止のための安全方針
- 2 社内への周知方法
- 3 輸送の安全方針に基づく目標 年度の安全目標
- 4 目標達成のための計画 年度の安全計画
- 5 輸送の安全に関する情報交換方法
- 6 輸送の安全に関する反省事項
- 7 反省事項に対する改善方法

●わが社の輸送の安全に関する目標達成状況

前年度( )年度	目標	結果/達成状況
人身事故( )件	( )件	( )件
車両事故( )件	( )件	( )件

●わが社の事故に関する情報

年度/重大事故件数( )件

●わが社の自動車事故報告規則第2条に規定する事故

年度( )件

Plan Do Check Act  
(計画) (実施) (監視) (改善)

会社名(営業所名)

代表者(役職)

### 「運輸安全マネジメント」ポスター配布のお知らせ

標記ポスターが必要な方は適正化事業部までお問合せください。

また、適正化ホームページからもポスターは入手可能です。

【適正化ホームページ トップページ】 → 【帳票類】

→ 【運輸安全マネジメント】

神奈川適正化



# 適正化だより

## 適正化巡回指導報告 令和6年11月分

神奈川県貨物自動車運送適正化事業実施機関

### 1. 巡回件数

種類	通常	新規	特別(労基通報)	特別(監査フォロー)	集合(霊柩)	合計
件数	59	14	1	0	0	74

### 2. 総合評価

評価	A/大変良い	B/良い	C/普通	D/悪い	E/大変悪い	F/その他	合計
件数	25	27	17	1	3	1	74

### 3. 指導項目・件数

指導内容	指導件数	ワースト10
<b>I. 事業計画等</b>		
(1) 主たる事務所及び営業所の名称、位置に変更はないか	1	
(2) 営業所に配置する事業用自動車の種別及び数に変更はないか	4	
(3) 自動車車庫の位置及び収容能力に変更はないか	4	
(4) 乗務員の休憩・睡眠施設の位置、収容能力は適正か	1	
(5) 乗務員の休憩・睡眠施設の保守、管理は適正か	1	
(6) 届出事項に変更はないか(役員・社員、特定貨物に係る荷主の名称変更等) / 本社巡回のみ	0	
(7) 自家用貨物自動車の違法な営業類似行為(白トラの利用等)はないか	0	
(8) 名義貸し、事業の貸渡し等はないか	0	
<b>II. 帳票類の整備、報告等</b>		
(1) 事故記録が適正に記録され、保存されているか	0	
(2) 自動車事故報告書を提出しているか	0	
(3) 運転者台帳が適正に記入等され、保存されているか	2	
(4) 車両台帳が整備され、適正に記入等がされているか	0	
(5) 事業報告書及び事業実績報告書を提出しているか(本社巡回に限る)	5	
<b>III. 運行管理等</b>		
(1) 運行管理規程が定められているか	0	
○(2) 運行管理者が選任され、届出されているか	3	
(3) 運行管理者に所定の講習を受けさせているか	13	⑦
(4) 事業計画に従い、必要な運転者を確保しているか	0	
○(5) 過労防止を配慮した勤務時間、乗務時間を定め、これを基に乗務割が作成され、休憩時間、睡眠のための時間が適正に管理しているか	15	④
(6) 過積載による運送を行っていないか	0	
○(7) 点呼の実施及びその記録、保存は適正か	15	④
(8) 乗務等の記録(運転日報)の作成・保存は適正か	0	
(9) 運行記録計による記録及びその保存・活用は適正か	4	
(10) 運行指示書の作成、指示、携行、保存は適正か	2	
○(11) 乗務員に対する輸送の安全確保に必要な指導監督を行っているか	13	⑦
○(12) 特定の運転者に対して特別な指導を行っているか	24	①
○(13) 特定の運転者に対して適性診断を受けさせているか	15	④
<b>IV. 車両管理等</b>		
(1) 整備管理規程が定められているか	0	
○(2) 整備管理者が選任され、届出されているか	3	
(3) 整備管理者に所定の研修を受けさせているか	16	③
(4) 日常点検基準を作成し、これに基づき点検を適正に行っているか	4	
○(5) 定期点検基準を作成し、これに基づき、適正に点検・整備を行い、点検整備記録簿等が保存されているか	12	⑩
<b>V. 労基法等</b>		
(1) 就業規則が制定され、届出されているか	2	
(2) 36協定が締結され、届出されているか	3	
(3) 労働時間、休日労働について違法性はないか(運転時間を除く)	0	
○(4) 所要の健康診断を実施し、その記録・保存が適正にされているか	20	②
<b>VI. 法定福利</b>		
(1) 労災保険・雇用保険に加入しているか	9	
(2) 健康保険・厚生年金保険に加入しているか	13	⑦
<b>VII. 運輸安全マネジメント</b>		
(1) 運輸安全マネジメントの実施は適正か	11	
指導件数合計	215	

○印：重点項目

# ブロックだより

## ●● 川崎ブロック ●●



### やじ馬座談会



No.237

虎 三 [50歳] 区域事業者 運送会社社長、口は悪いが頼れる男  
 ご隠居 [70歳] 川崎SCの相談役 酸いも甘いも噛み分ける業界の生き字引  
 ツトム [25歳] 虎三の会社の運転手 ご隠居のアパートに住み、気ままな独身



#### ■DeepSeekで

虎 三：新年度が始まったな。オレが子どもの頃は学校の入学式に桜が咲いていたと思うんだが、近頃は卒業式って感じだな。

ご隠居：気候が明らかに変わっていますね。急に暑くなって急に寒くなるような…季節変わりの余韻が少なくなりました。

ツトム：季節だって何だって簡単にサクサク変わる世の中になったんすよ。

虎 三：ツトム、じゃあ、お前の頭も簡単サクサクに変わったかをみてやるよ。そうだな、年度初めなんでトラック業界の展望を述べてみたまえ、へっ。

ツトム：社長〜、意地悪しないでくださいっス…なんて言わないっスよ。こういう時には強い味方のDeepSeekでチョチョいっス。携帯で「2025年度神奈川県トラック運送業界の展望」と入力…。アッと言う間に出るっス。えーと…『2025年のトラック運送業界の展望については、いくつかの重要なトレンドと課題が予想されます。以下に主なポイントをまとめます。

#### 1. 環境規制と脱炭素化の推進

EV・FCVの導入促進：神奈川県は環境意識が高く、脱炭素化に向けた取り組みが進んでいます。2025年までに電気自動車や燃料電池車の導入がさらに進むことが予想されます。特に、都市部での排ガス規制が強化される可能性があり、トラック運送業界でも環境対応車両への切り替えが進むでしょう。

グリーン物流の推進：企業間での環境配慮型物流の需要が高まり、CO2削減に向けた取り組みがさらに進むことが予想されます。

#### 2. 労働力不足と自動化・効率化

ドライバー不足の深刻化：トラック運送業界ではドライバー不足が続いており、2025年もこの傾向は変わらないと見られます。特に神奈川県は都市部が多く、長時間労働や過酷な労働環境が問題となる可能性があります。

自動運転技術の進展：ドライバー不足に対応するため、自動運転技術やドローン配送などの技術革新が進むことが期待されます。特に高速道路や特定区域での自動運転トラックの実用化が進む可能性があります。

デジタル化と効率化：物流のデジタル化が進み、AIを活用した配送ルート最適化や在庫管理システムの導入がさらに進むでしょう。

#### 3. インフラ整備と交通渋滞対策

交通渋滞の緩和：神奈川県は首都圏に位置し、交通渋滞が深刻な問題となっています。2025年までに、スマートシティ構想や高度道路交通システムの導入により、渋滞緩和に向けた取り組みが進むことが期待されます。

物流拠点の再編：都市部の物流拠点が郊外に移転する動きが進み、効率的な物流ネットワークの構築が進むでしょう。

#### 4. eコマースの成長とラストマイル配送の需要増加

eコマース市場の拡大：オンラインショッピングの需要がさらに増加し、特にラストマイル配送の需要が高まることが予想されます。神奈川県は人口密度が高く、都市部での配送効率化が重要な課題となります。

ミニ倉庫や配送拠点の増加：都市部での迅速な配送を実現するため、小型の物流拠点やミニ倉庫の設置が進む可能性があります。

#### 5. 規制強化と安全対策

安全規制の強化：トラック運送業界では、事故防止やドライバーの労働環境改善に向けた規制がさらに強化されることが予想されます。特に、過労運転防止や運転時間の管理が厳しくなる可能性があります。

テクノロジーを活用した安全対策：ドライバー支援システムや車両監視システムの導入が進み、安全性の向上が図られるでしょう。

#### 6. コスト増と価格転嫁

環境規制や技術導入に伴うコスト増が懸念されます。企業はこれらのコストを価格に転嫁する必要に迫られる可能性があります。一方で、競争激化による価格競争も続くため、収益性の維持が課題となります。

#### まとめ

2025年の神奈川県トラック運送業界は、環境規制、労働力不足、技術革新、eコマースの成長など、さまざまな要因によって大きく変化することが予想されます。企業はこれらの課題に対応するため、デジタル化や自動化、環境対応車両の導入などを積極的に進める必要があります。また、政府や自治体との連携も重要となり、効率的で持続可能な物流システムの構築が求められるでしょう。』…社長、コレでどうすか？エッヘン！！

虎 三：お前がえらいわけじゃねえだろ。まあ、所々引っかかるところがあるが展望はこんなものだろうな。

ご隠居：文章作成に特化したChatGPTやDeepSeekもそうですが生成AIの開発には多額の資金が集まっているのですからもっと精度・性能が上がりますね。問題の具体的な解決策の提案などもできるようになるらしいですね。

ツトム：となる社長やご隠居はいらなくなるっすね、ぶっ。

虎 三：DeepSeek先生の2025年度の展望をよく読んだか？自動運転とドローンでドライバー不足に対応とあるぜ。お払い箱はオレより先にツトムかもしれねえな。

#### ■引越しシーズン

ツトム：テレビのワイドショーでやってたんすけど3月～4月は引越しシーズンで価格が爆上がりだそうっすよ。都内の同じ区内、車で15分の距離、家族4人、2LDKの引越しの3社見積りで95万円～117万円の提示、信じられないっす。

ご隠居：テレビの大げさな話でしょう。フルオプションでもそんな金額にならないではありませんか。高額な理由を言っていましたか？

ツトム：テレビでは引越しのハイシーズンと何より人材確保のための人件費の高騰だと言っていたっす。ドライバーの取り分はかなりの額になるっすね。

虎 三：わかった、ツトム、もう口を開くな。ウチも引越しをやって給料を上げろってんだろ。世の中そんなに甘くねえ。

#### ■神奈川県内の交通事故死急増

ご隠居：交通死亡事故が例年に比べて2倍のペースで今年3月初めで18人、全国ワースト1でした。2月25日に3月3日までの神奈川県交通死亡事故多発警報を発令して交通安全を呼びかけましたね。

ツトム：昨年の神奈川県交通死亡事故は過去最少って聞いたっすよ。

虎 三：交通事故は普通は相手に対し悪意があるわけではねえし、ぶつかってもぶつかられても厄介なばかりで誰も喜ばねえんだ。ドライバー自身のために細心の注意をもって運転してもらいてえな。ツトムもボケっと運転してんなよ。

ツトム：社長、ボクが無事故無違反の優良ドライバーだってことを忘れたっすか？！

ご隠居：みなさん、車だけではなくバイク、自転車、歩行者がそれぞれの状況で交通安全を心掛けましょう。

## 第2回 やじうま座談会編集会議を開催しました

2月20日(木)14時より、川崎地区貨物自動車事業協同組合におきまして第2回やじうま座談会編集会議が行われました。

「やじうま座談会」は、匿名性を保ち和やかな雰囲気の中、常日頃感じていること等を自由に発言していただいております。参加者は、川崎ブロック会員事業者に限らず開催しておりますので、参加希望がございましたら、川崎サービスセンター事務局までご連絡ください。



# 青年部会だより

01

## 第3回全体会議が開催されました

3月2日(日)湯本富士屋ホテル（足柄下郡箱根町湯本町256-1）において、2024年度第3回全体会議が開催されました。当日は、臨時総会・卒業式（アワード）・研修会と会員交流会の4部構成で行い、下記議案について審議され、滞りなく承認されました。

- ・第1号議案 2025年度 役員幹事追加（案）承認の件
- ・第2号議案 2025年度 事業計画（案）承認の件
- ・第3号議案 2025年度 事業予算（案）承認の件

臨時総会では会員146名のうち出席者が53名、委任状提出者65名の合計118名となり、ご来賓として神ト協金谷副会長をお迎えし、スムーズに運営・決議を行うことができました。

研修会ではチームビルディングをテーマに、日本航空株式会社のキャビンアテンダント安藤聡美氏を講師にお招きしました。航空ビジネスにおけるチームビルディングを通してチーム力向上に必要な要素を理解し、実践に繋がる貴重な研修の機会となりました。

アワードでは、優秀副委員長賞として総務広報委員会の松田賢祐副委員長と社会貢献委員会の谷口レイ副委員長が、優秀委員賞では総務広報委員会より榎本駿委員、社会貢献委員会より西方周平委員、事業研修委員会より塩谷文武委員、拡大交流委員会より松代早実委員がそれぞれ受賞されました。また最優秀委員会賞は、社会貢献委員会が受賞されました。今年度の部会長賞（MVP）は、委員会活動の中で困難な状況下においても、ポジティブな取組みで周囲の信頼を獲得した総務広報委員会の三富渉副委員長が受賞し、そしてエリアー丸となって部会活動を盛り上げた川崎エリアが特別賞を受賞しました。

近藤部会長の所信については、今月より神奈川県トラック協会ホームページの青年部会ページに掲載されておりますので、併せてご覧ください。



第三十三代部会長 近藤智平



神ト協 金谷智司副会長

## 青年部会だより



部会長賞（MVP）三富渉副委員長



ご出席された卒業生の皆様



研修会の講師 安藤聡美氏



集合写真

### 02

## 外国人材研修が開催されました

青年部会では2月27日(木)に神奈川県トラック総合会館において、外国人材研修事業を開催いたしました。

講師には株式会社グローバルラストネットワーク代表取締役 後藤裕幸氏、同社執行役員 竹内優明希氏、同社マネージャー 大宮綾佳氏と株式会社A.G.A代表取締役 井上義設氏の4名をお招きし、研修会を開催しました。外国人材の受け入れに関する基本的な内容から、外国人材を受け入れる体制づくりに繋がる詳細な説明まで、外国人雇用の専門家の講話を拝聴する貴重な機会となりました。



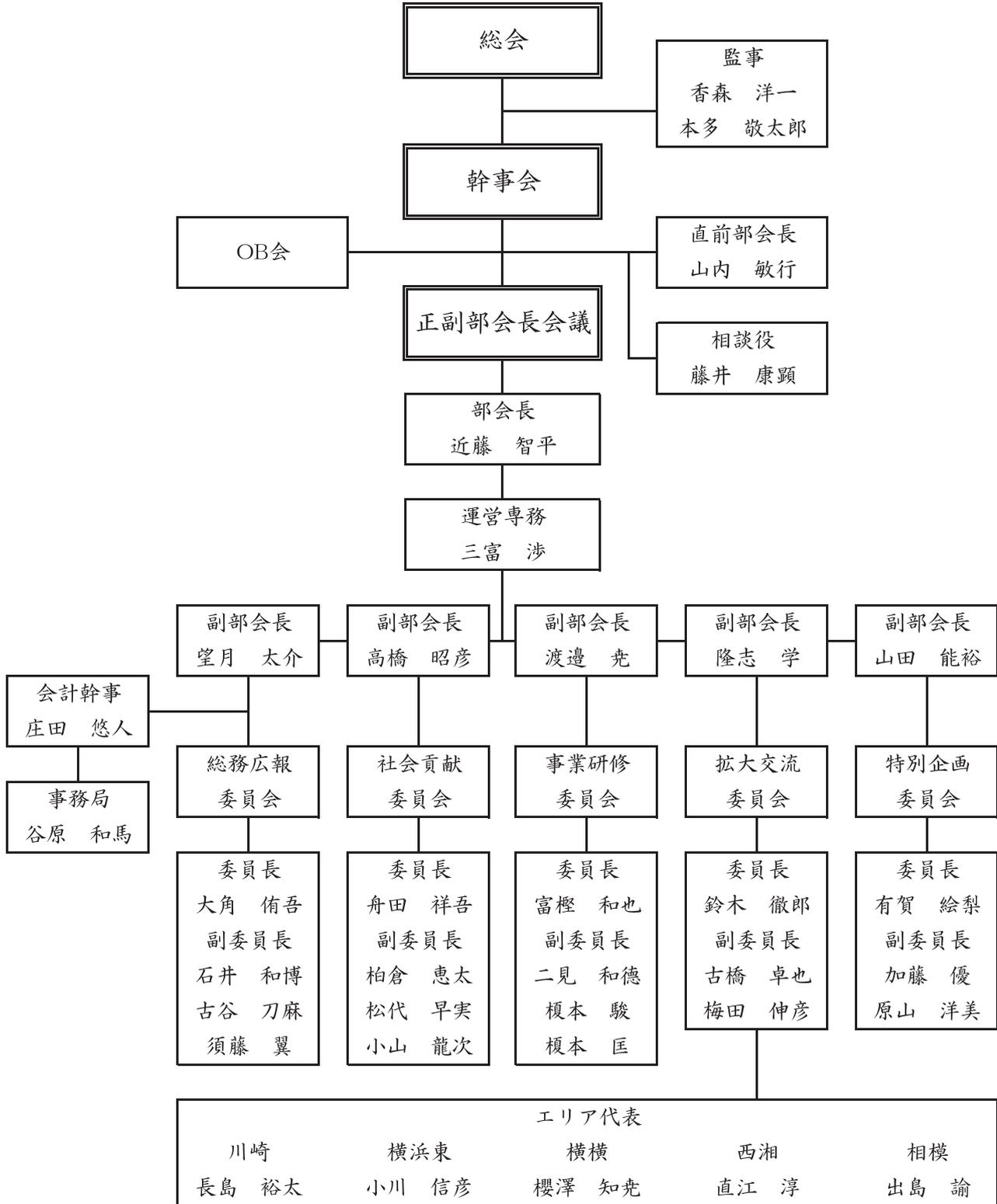
講師の後藤裕幸氏



講師の竹内優明希氏

# 青年部会だより

## 一般社団法人 神奈川県トラック協会 青年部会 2025年度 組織図



# NEWS BOX

## 委員会・会議開催情報

### 第6回常任理事会

日 時 3月4日(火) 12時00分～

場 所 神奈川県トラック総合会館 6階研修室

議 題

- (1)令和7年度 事業計画(案)について
- (2)令和7年度 予算(案)について
- (3)次年度青年部会長の承認(案)について
- (4)大規模修繕に伴う工事事業者の決定及び工事費用額について
- (5)その他

## 今後の主な会議・行事予定

広報委員会

4月17日(木) 11時00分～

経営改善委員会

4月21日(月) 11時00分～

税制金融委員会

4月22日(火) 11時00分～

労働衛生・ブロック事業委員会

4月23日(水) 11時00分～

交通環境委員会

4月25日(金) 11時00分～

総務企画委員会

5月1日(木) 13時00分～

## 県内の交通事故

(令和6年12月)

月・年累計区分	発生件数	死者数	負傷者数
12月中	2,061件	13人	2,369人
12月末	20,750件	109人	24,123人
増減数	-1,120件	-6人	-1,521人
増減率	-5.1%	-5.2%	-5.9%

## 都道府県別交通事故死者数ワースト3

(令和6年12月)

順位	1位	2位	3位	4位
都道府県	東京	愛知	千葉	大阪
12月中	16人	15人	10人	19人
12月末	146人	141人	131人	127人
増減数	+10人	-4人	+4人	-21人

## 一般貨物自動車運送事業用車両(トレーラーを除く)の推移

車種別

	令和5年3月末	令和6年12月末			令和7年1月末				
	車 両 数	車両数	対前年度末		車両数	対 前 月		対前年度末	
			増減数	比 率		増減数	比 率	増減数	比 率
普 通	46,697	46,593	△ 104	99.8	46,566	△ 27	99.9	△ 131	99.7
小 型	4,426	4,419	△ 7	99.8	4,400	△ 19	99.6	△ 26	99.4
特種普通	19,176	19,256	80	100.4	19,236	△ 20	99.9	60	100.3
特種小型	774	799	25	103.2	805	6	100.8	31	104.0
合 計	71,073	71,067	△ 6	100.0	71,007	△ 60	99.9	△ 66	99.9

1) 神奈川運輸支局 自動車保有台数調べより引用 2) 特種には、乗用の特種車を含む。

NEWS BOX

★ 社労士百科

**加藤 康弘** (1970年生まれ)

平成19年に社会保険労務士事務所を開設。運輸事業、協同組合、メーカー等の人事労務管理を中心に経営者様向け、従業員様向け、業界、業種を問わず幅広くニーズに応えた研修を行っています。

社会保険労務士事務所  
横浜総務サポートセンター (TEL 045-717-7539)

以前のこのコーナーで、令和7年4月からの育児・介護休業法の改正について触れましたが、今回は、令和7年4月からの雇用保険制度の育児に関する給付についてみていきたいと思います。

1つ目は、出生後休業支援給付金の創設です。この出生後休業支援給付金ですが、子の出生直後の一定期間に、両親ともに（配偶者が就労していない場合などは本人）、14日以上の子の出生後休業を取得した場合に、この出生後休業支援給付金が最大28日間支給されるというものです。

支給額は、育児休業開始前の給与（育児休業開始時賃金日額）の13%が支給され、従来の育児休業給付金の支給率の67%とあわせて80%の支給率になります。

行政の案内では、育児休業中は社会保険料が免除され、これらの育児休業に関する給付は非課税であるため、手取りで見た場合100%相当の給付になるとのことです。

2つ目は、育児時短休業給付金の創設です。この育児時短休業給付金ですが、2歳に満たない子を養育するために時短勤務をした場合に、時短就業前と比較して給与が低下したときに支給される給付金です。具体的な給付金の額は、育児時短就業中の給与の10%とされています。

3つ目は、保育所等に入所ができなかったことを理由とする育児休業給付金の延長手続きが変わります。

保育所等への入所ができなかっただけでは延長が認められなくなり、「保育所等の利用申し込みが、速やかな職場復帰のために行われたものである」ことをハローワークが確認することになりました。具体的には、従来の「市区町村が発行する保育所等の利用ができない旨の通知」に加え「育児休業給付金支給対象期間延長事由認定申告書」と「市区町村に保育所等の利用申し込みを行ったときの申込書の写し」を申請の際に添付することになりました。

上記の内容の詳細については厚生労働省のホームページで確認できます。



NEWS BOX

★ 2025年2月・月間ベストセラーズ (総合部門)

1位	謎の香りはパン屋から	著者名 土屋うさぎ 出版社 宝島社 1,650円(税込)	6位	乃木坂46 与田祐希 3rd写真集ヨード	著者名 細居幸次郎 出版社 細居幸次郎 2,500円(税込)
2位	TOEIC L & R TEST 出る単特急 金のフレーズ	著者名 TEX加藤 出版社 朝日新聞出版 979円(税込)	7位	猫の刻参り 三島屋変調百物語拾之続	著者名 宮部みゆき 出版社 新潮社 2,530円(税込)
3位	本当の自由を手に入れる お金の大学 改訂版	著者名 両@リベ大学長 出版社 朝日新聞出版 1,650円(税込)	8位	ゆふすげ	著者名 美智子 出版社 岩波書店 1,980円(税込)
4位	へこたれてなんかいられない	著者名 ジェーン・スー 出版社 中央公論新社 1,760円(税込)	9位	スーパーアニマル & Co.	著者名 - 出版社 デアゴスティーニ・ジャパン 549円(税込)
5位	C線上のアリア	著者名 湊かなえ 出版社 朝日新聞出版 1,870円(税込)	10位	とびきりおいしいおうちごはん	著者名 野村友里 出版社 小学館 1,760円(税込)

文庫・コミック除く  
2025年02月01日(土)～2025年02月28日(金) 有隣堂全店調べ

# 神貨協連情報

神奈川県貨物自動車事業協同組合連合会 TEL045-471-7323

## 組合員様限定！！トラック売却オークションサービスのご案内

弊会では、複数の中古車販売店がオークション形式で入札するトラックの買取オークションサービスと提携しています。サービス提供者が出品車両の写真や動画撮影、車両の状態を確認し出品作業まで完全代行します。会員協同組合に所属する組合員様がこのサービスを利用し、車両売却が成約した場合、五千円分のクオカードをプレゼント！！（※組合未加入事業者は対象外）ご興味を持たれましたら、お気軽にお問い合わせください。

面倒な書類手続きも安心サポート！

## 出品手続きは全部お任せ！！

＼電話対応や車両検査も1社だからラクラク簡単／

Step.1

買取に申し込む  
(完全無料)



Step.2

全国の  
中古トラック・バンの  
中古車販売店が入札



Step.3

最高額で売却





### トラックーズオークションでの売買実績



三菱ふそう ファイター 中型  
冷凍冷蔵バン PDG-FK64F

走行距離：19.3万km

買取業者相場

90万円～100万円



トラックーズ売却価格

**140万円**

弊会では会員協同組合の組合員様限定で、一般価格よりお安く購入できる商品を多数ご用意しています。詳しくはホームページ（※「神貨協連」で検索）をご覧ください。

# 陸災防神奈川県支部情報

陸上貨物運送事業労働災害防止協会 神奈川県支部 TEL045-472-1818

## ■フォークリフト講習等 資格取得のご案内 (令和7年4月~7月)

陸災防神奈川県支部

陸災防神奈川県支部では、フォークリフト講習をはじめ、各種講習会を実施しております。

従業員の資格取得に活用してください。いずれの講習も席に余裕がありますのでぜひ受講してください。

なお、科目により雇用調整助成金の教育訓練に該当することもあります。詳細は神奈川労働局職業安定部職業対策課（神奈川労働局ホームページ→各種法令手続き→助成金・奨励金・給付金→雇用調整助成金）をご参照ください。

科 目	日 時	会 場	受 講 料
フォークリフト運転技能講習	4/5(土)6(日)12(土)13(日)締切り	北相貨物自動車協同組合 (愛川) (学科・実技)	40,150円 ↓ 38,500円 ※テキスト代 (1,650円) 割引中!!
	6/21(土)22(日)28(土)29(日)		
	4/12(土)13(日)19(土)20(日)締切り	川崎総合物流運輸協同組合 (学科・実技)	
	5/10(土)11(日)17(土)18(日)		
	6/14(土)15(日)21(土)22(日)		
小型移動式クレーン運転技能講習	5/30(金)31(土)6/1(日)	神奈川県トラック総合会館(学科) 川崎中央トラック協同組合(実技)	31,400円
玉掛け技能講習	5/16(金)17(土)18(日)	北相貨物自動車協同組合 (愛川) (学科・実技)	21,500円
はい作業主任者技能講習	6/24(火)25(水)	神奈川県トラック総合会館(学科)	9,680円
車両系荷役運搬機械等作業指揮者教育	4/15(火)	神奈川県トラック総合会館(学科)	7,420円
積卸し作業指揮者教育	4/22(火)	神奈川県トラック総合会館(学科)	7,420円
フォークリフト運転従事者安全衛生教育	6/15(日)	北相貨物自動車協同組合 (愛川) (学科・実技)	7,210円※

新横浜…神奈川県トラック総合会館 川崎…川崎総合物流運輸協同組合 神交共ビル…新横浜

愛川…北相貨物自動車協同組合(神ト協相模原SC) 川崎中…川崎中央トラック協同組合

※テキスト料金変更があります。わかり次第お知らせします。

### 〈問合せ・申込先〉

陸災防神奈川県支部

〒222-0033 横浜市港北区新横浜2-11-1 トラック総合会館内 TEL 045-472-1818 FAX 045-472-1305

案内書・申込書を送付いたします。

ホームページ… [陸災防神奈川県支部](#)  案内書・申込書を取り出せるほか空き状況も掲載しています。

### 令和7年度通常総会・理事会のお知らせ

通常総会 日時：令和7年6月13日(金)13時30分

場所は両方とも

理 事 会 日時：令和7年5月27日(火)15時30分(予定)

神奈川県トラック総合会館7階

# 資格取得のご案内

陸災防神奈川県支部は、玉掛け技能講習（愛川会場）と  
 小型移動式クレーン運転技能講習（新横浜・川崎会場）を開催しています。  
 今年5月に受講日程を設定しました。  
 この機会に受講され、有資格者を確保し安全作業を確立してください。

## 玉掛け技能講習（愛川会場）

開催日	令和7年5月16日（金）・17日（土）・18日（日）
会 場	<b>【学科】 【実技】</b> 北相貨物自動車協同組合中津ターミナル 愛甲郡愛川町中津4077-3 ※学科・実技とも車での来場可能
受講料	Aコース：19,300円（教材費・消費税込） Bコース：21,500円（教材費・消費税込）

## 小型移動式クレーン運転技能講習（新横浜・川崎会場）

開催日	令和7年5月30日（金）・31日（土）・6/1日（日）
会 場	<b>【学科】</b> 神奈川県トラック総合会館（神奈川県トラック協会） 横浜市港北区新横浜2-11-1 <b>【実技】</b> 川崎中央トラック運送事業協同組合 川崎市川崎区浅野町1-5 ※学科・実技とも車での来場不可
受講料	Aコース：29,200円（教材費・消費税込） Bコース：31,400円（教材費・消費税込）

＜この講習についてのお問合せ・お申込み先＞

陸災防神奈川県支部

電話 045-472-1818    FAX 045-472-1305

〒222-0033 横浜市港北区新横浜2-11-1 トラック総合会館内

※詳細な案内書・申込書を送付いたします。

ホームページ……

陸災防神奈川県支部

検索

※案内書・申込書を取り出せるほか空き状況も掲載しています。

陸災防神奈川県支部  
労災情報 (R7.1)

神奈川県内の  
陸運業の労災

# 労災死亡事故が6件発生しています

☆道路貨物運送業の令和6年死傷災害は、前年同期比で10名(1.2%)減少



令和6年発生分について  
令和7年1月末の速報値

神奈川県労働局の集計によると、令和7年1月末における、令和6年1月から12月までの県内の陸運業の労働災害発生は令和5年同期と比較し次のとおりとなっています。

- ◇ 死亡災害は 道路貨物運送業で6件発生しています。(うち2件が交通事故)  
陸上貨物取扱業では0件。
- ◇ 死傷災害は 道路貨物運送業では 10名(1.2%)減少。(818名→808名)  
陸上貨物取扱業では 54名(20.9%)大きく増加。(258名→312名)

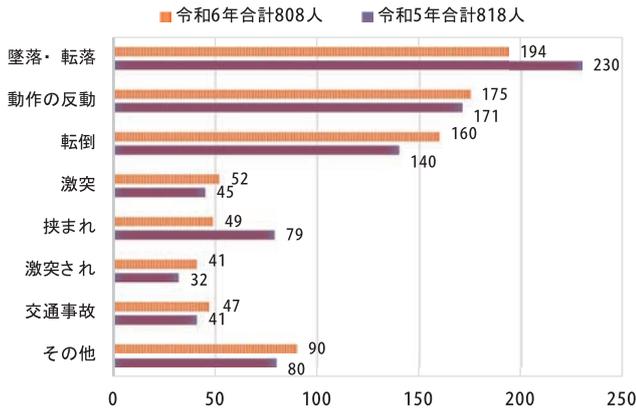
死傷災害とは、死亡災害と4日以上以上の休業災害を合計したものです。

## 1. 概況(神奈川県内) 道路貨物運送業・・・事故が多い型別7分類を記載(交通事故は7分類のうち最右欄に記載)

事故の型	墜落・転落	動作の反動 (腰痛等)	転倒	激突	はさまれ・ 巻き込まれ	激突され	交通事故	左記以外	合計
発生件数	194	175	160	52	49	41	47	88	808
対前年増減	-36	+4	+20	+7	-30	+9	+6	+11	-10
同上増減率	-15.7%	+2.3%	+14.3%	+15.6%	-38.0%	+28.1%	+14.6%	+12.5%	-1.2%

## 2. 各業種の概要(令和6年(7年1月末)、令和5年(6年1月末)を比較)

### 道路貨物運送業



### 陸上貨物取扱業(貨物利用運送事業等)



- ※1 道路貨物運送業では、令和6年発生分、令和5年発生分を令和7年1月末、令和6年1月末と比較すると1.2%(10人)減少している。
- ※2 最も多い「墜落・転落」は36人減少しているものの、事故の型で最も多いことには変わりはない。  
事例としては、「トラックの荷台・荷の上等からの墜落・転落」が多い。安衛則では令和5年10月以降、最大積載量が2トン以上の貨物自動車荷積み卸す作業を行う場合には、荷台等への昇降設備の設置、保護帽(ヘルメット)の着用を義務付けている。
- ※3 2番目に多い、「動作の反動・無理な動作」は、4人増加であるが、腰痛(災害性腰痛)を引き起こす可能性が高く、若い年齢層の被災者が多い。道路貨物運送業では2番目、陸上貨物取扱業では最も多い事故の型であり、腰痛予防対策は陸運業全体として重要な取組である。
- ※4 3番目に多い「転倒」は、昨年より20人(14.3%)増加している。
- ※5 「交通事故」は5番目に多い状況であるが、追突が絡む死亡災害が2件発生している。複数の車両が絡む重大な災害に繋がる可能性が高い。

- ☆1 陸上貨物取扱業では、令和6年発生分、令和5年発生分を令和7年1月末、令和6年1月末と比較すると、20.9%(54人)増加している。
- ☆2 最も多い「動作の反動・無理な動作」は、23人増加であり、道路貨物運送業においても右欄記載のとおり2番目に多い事故の型である。
- ☆3 2番目に多い「転倒」は26.2%(16人)増加している。転倒場所は、何も無い平坦なところで発生していることもある。被災者は高年齢労働者、特に女性が多く、転倒の結果骨折することが多い。
- ☆4 3番目に多い「墜落・転落」は37.5%(12人)増加している。
- ☆5 4番目に多い「挟まれ」は8.8%(3人)減少しているが、人が荷を載せたロールボックスパレットを運搬中、ロールボックスパレットが倒れて、床面や建物壁面に挟まれたりする災害がある。
- ☆6 7番目に多い「飛来・落下」は240.0%(5人⇒17人)増加している。荷の落下、荷崩れの防止措置の事例として、荷を梱包用ラップ(ストレッチフィルム)で巻く、上面からネットを被せて固定する、結束バンドで固縛する等の方法がある。

## お知らせ

陸災防本部より、下記のとおり「陸運業における腰痛予防対策に関する事業場の実態調査」アンケート調査票が会員事業場へ送られています。年度初めのお忙しい中恐縮でご協力よろしくお願いします。 陸災防神奈川県支部

### 陸運業における腰痛予防対策に関する事業場の実態調査 ～アンケート調査（全10問）へのご協力のお願い～

令和7年3月

陸上貨物運送事業労働災害防止協会

腰痛は、陸運業の労働災害の約2割を占めており、人手不足が近年問題となる中において、その予防は避けて通れない最優先の課題になっております。

そこで、当協会では、陸運業における腰痛予防対策の好事例の収集及び実効性のある腰痛予防対策の検討を目的として、陸災防の会員を対象として、陸運業における腰痛予防対策の実態に関するアンケート調査（厚生労働省補助事業）を行うことといたしました。

つきましては、ご多忙のところ誠に恐縮ですが、本調査に何卒ご協力賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

■ 回答時間：10分程度（全10問）

■ 回答期限：令和7年4月30日まで（同封の返信用封筒にて返送願います。）

#### 【個人情報の保護】

本調査は、無記名によるアンケート調査です。得られた結果は、調査目的以外には使用せず、陸災防の責任にて管理します。

調査全体の結果は、ホームページ等で発表することもあります。結果を公表する際には、匿名化及び平均化するため、個人や企業が特定されることは一切ありません。

#### 【お問合せ先】

陸上貨物運送事業労働災害防止協会 技術管理部調査課 紀伊・木下  
〒108-0014 東京都港区芝5-35-2 安全衛生総合会館10階  
電話 03-3455-3857  
FAX 03-3453-7561

広告

神交共 安全情報・事故事例

No.210

# 右折時、自転車との接触事故！

## 総賠償額 133万円

### 事故の状況

普通貨物車を運転しているAは、信号のある交差点で右折を開始したところ、後方からきた自転車Bと接触し、転倒させたもの。

### 運転者の話

対向車から進路を譲ってもらったため、急いで右折しようと交差点を通過していました。自転車Bを見落とし、慌ててブレーキを踏みましたが、間に合わずBと接触、転倒させてしまいました。

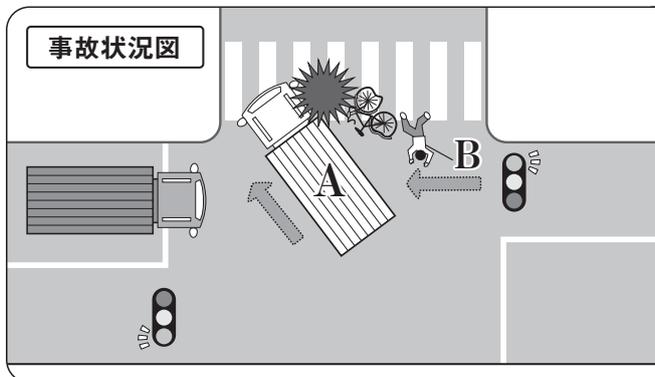
### 事故防止のポイント

この事故の原因は、対向車に進路を譲ってもらったことから急いで右折しなければと思い交差点内の安全確認を怠ってしまったことです。

自転車などの交通弱者との事故は重大事故に繋がりがやすく非常に危険です。進路を譲ってもらった際は、死角に注意を払い慌てず慎重に交差点を通過しましょう。

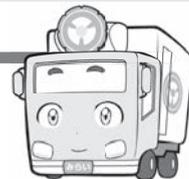
交差点は交通弱者との事故に繋がりがやすいため、交差点の状況に応じて、できる限り安全な速度と方法で慎重に進行し、交差点事故の防止に努めましょう。

事故状況図



### ～コメンタリー運転で事故防止～

“右折 注意！” “巻き込み 注意！” など、声に出すコメンタリー運転を実践しましょう。



4月の安全推進重点項目は、

**交差点事故の防止**  
～「右・左折時」の事故防止～  
です。

4月の安全運転推進スローガン

**右左折時**  
**巻き込み注意**  
**忘れずに**

# 神奈川県自動車交通共済協同組合にご加入ください

私たちは、トラック運送事業者の皆様へ、“安心”の自動車共済・自賠責共済と“安全”の事故防止事業を通じて、皆様の事業運営の一助となるよう共に歩みを進めている組合です。

## 交通共済の特徴

### 自賠責共済セット契約割引

対人共済契約に、自賠責共済をセット契約いただくと、対人共済掛金から一定額を割引いたします。

### Gマーク割引 | (安全性優良事業所認定割引)

Gマークの認定を得ている組合員のご契約に際しては、一定条件のもと共済掛金を割引いたします。

### 神交共ロードサービス

当組合契約車両が所定のロードサービスをご利用の場合、1回のご利用毎に20万円を限度にご負担いたします。(自己負担金5万円あり)

### 配当金の還元

事業利益が生じた年度は組合員の皆様に還元しています。昭和55年度から令和4年度までの配当金総額は60億円にもなります。

対人事故の場合の「臨時費用」、自損事故の場合の「特別費用」、車両事故の場合の「搬送費用」など、組合独自の費用共済金があります。

## 安心と安全を無料でご提供!!

(ご加入いただくと全て無料でご利用いただけます)

安全運転トレーニングセンター

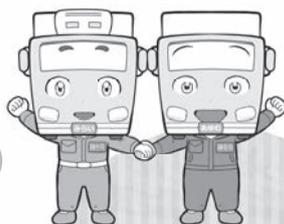
輸送安全規則に基づく「特別指導講習」

輸送安全規則に基づく「特別適性診断」

可搬型事故防止機器

運転者講習会の講師派遣

事故防止メールマガジン配信



全国トラック交通共済協同組合連合会  
(交協連)のCMが放映中!

「日本テレビ」  
「シューイチ」

毎週土曜日朝5時55分〜9時25分  
CM放送時間7時30分頃

運送業の社長のみなさん!  
入ってます?トラック交通共済。

支えつづける。走りつづける。  
**全国トラック交通共済**

全国トラック交通共済協同組合連合会

お問い合わせは業務部契約課宛にご連絡をお願いします!!

TEL. 045-475-2007 / FAX. 045-475-2009 E-mail : keiyaku@shinkokyo.or.jp



神奈川県自動車交通共済協同組合

詳しくはこちらから



広告

信頼のネットワークで日本のハイウェイを結ぶ



# 宇佐美

いつでもどこでも、よりよい品をより安く、しかも確かな技術で。

## 株式会社 東日本宇佐美 東京神奈川支店

〒113-0033 東京都文京区本郷2-22-2 宇佐美第一本郷ビル5階  
 TEL 03-6801-5242 FAX 03-6801-5230 URL <http://usami-net.com> 携帯URL <http://usami-net.com/keitai/>

広告

# YAKO

## WRECKER ROAD SERVICE

◆最高品質ロードサービス◆

—— 故障・事故 365日24時間出動 ——

- ☆普通車・中型～大型トラック・バス・トレーラー 対応可能
- ☆レッカー車・サービスカー 37台常時待機
- ☆日野自動車・いすゞ自動車・UDトラックス・三菱ふそう  
各保険・リース提携 JHRネットワークサービス株式会社加盟
- ☆首都高速道路・NEXCO東日本・各社協定 保険切替え可能

各営業所案内

- 本社(鶴見区)
- 横浜湾岸営業所(神奈川区)
- 東京支店(大田区新蒲田)
- 麻布営業所(港区三田)



### (有)矢向自動車工業

TEL(045)581-2815

〒230-0001 横浜市鶴見区矢向1-5-39  
 URL <http://www.carclap.co.jp>  
 E-MAIL [yako@carclap.co.jp](mailto:yako@carclap.co.jp)



広告

## 全国トラック事業グループ保険 (災害保障特約付団体定期保険)

■問合せ先 総務部 経理課 TEL 045-471-5511



2018年度  
給付実績

保険金・給付金	件数	金額
死亡保険金または高度障害保険金	30件	67,700千円
障害給付金	2件	3,400千円
入院給付金	24件	約2,988千円



医師による診査はなく  
 (簡単な告知のみ)  
 加入申込み手続は  
 簡単です!

ご加入の際には、パンフレットにて  
 詳細を必ずご確認ください。

広告

テレコムAIドライブレコーダーサポートプログラム <https://dr-license.jp/>

# Drライセンス NEW!

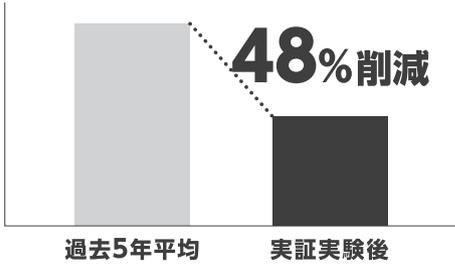
運転中のスマホ操作なども  
イベント撮影できる

## AIで運送事業者の交通事故削減をサポート。

### 最大48%の事故削減効果を実証

※10万走行kmあたりの事故発生件数。また、効果は実証実験での参考値です。

トラック500台



Dr.ライセンスイメージキャラクター

## Drライセンスとは?

AIの画像認識技術と危険検知アルゴリズムにより、脇見運転・一時停止違反・車間距離不足などこれまでのドライブレコーダーでは測定することが難しかった「軽度のリスク運転行動」についてAIが気づきを与え運転行動の改善へと導く交通事故削減支援サービスです。

今まで見過ごされていた「脇見」や「車間距離不足」などを確認することができます。

脇見	車間距離不足	一時不停止	速度超過	急加速	急減速	急ハンドル	前方衝突警報	車間距離警報

## 後付けできる衝突防止補助システム

### モバイルアイの警告情報が事務所のデジタコ画面で確認できます。



- クラウド型運行支援サービスにより、モバイルアイの警報、位置情報もリアルタイムに把握。
- 各種帳票を作成するツールとモバイルアイが連携、効率的に運用可能。
- 安全運転指導を強力にサポート。



**Mobileye 570**

違反・ヒヤリハットの  
警報情報も事務所に  
タイムリーに通知します

**速度超過にも対応した  
6つの警報で追突事故を防止**

株式会社 **テレコム** 東京本社

〒143-0006東京都大田区平和島4-1-23 JSプロブレビル11階

●お電話でのお問い合わせは  
**TEL:03-3762-5091**

●ホームページからのお問い合わせは <https://www.telcom-net.co.jp/contact.html>



広告

神奈川県トラック協会・全日本トラック協会 指定研修施設



総合交通安全センター

ドライビングアカデミー小田原

トラック協会指定研修

- ◆ 1日研修（1日間）
- ◆ 一般研修（2日間）
- ◆ 特別研修（3日間）

※いずれも安全教育訓練促進助成対象コースです。



国土交通省認定

運行管理者講習

- ◆ 一般講習・基礎講習…（貨物・旅客）

適性診断

- ◆ 初任診断、一般診断・適齢診断・特定診断 I

運行管理者講習日程

- ◆ 一般講習（貨物） 令和7年5月15日
- ◆ 基礎講習（貨物） 令和7年6月5、6、7日

お申し込みは小田原ドライビングスクールHPからお願いいたします。

※上記以降の日程は順次小田原ドライビングスクールHPでお知らせいたします。

テールゲートリフター  
荷役作業特別講習

テールゲートリフターの操作に係る特別教育が義務化！

※ 講習日程等はドライビングアカデミー小田原HPでご確認ください。

（右のQRコードをご利用ください。）



運営 小田原ドライビングスクール

住所 小田原市蓮正寺540-2

☎ 0465-36-1215

FAX 0465-37-4603

ホームページURL

<http://odawara-ds.com/>



広告

神奈川県公安委員会指定

飛鳥 Driving College  
ドライビングカレッジ川崎



安全研修センター

ドライバーの育成(免許取得・初任診断)から運行管理者講習までワンストップ対応



国土交通省認定

適性診断

日曜・祝日の他、平日の夜も診断実施  
日々の業務に支障なく受診することが可能

- ・初任診断
- ・適齢診断
- ・特定診断 I
- ・一般診断



国土交通省認定

運行管理者講習

飛鳥ドライビングカレッジならではの交通心理士によるアドバイスを含めた講習内容

- ・貨物（基礎講習・一般講習）
- ・旅客（基礎講習・一般講習）



企業研修

交通心理士を中心とした講師陣が研修を担当  
各企業様のニーズに応えた研修を実施

- ・新入社員研修
- ・事故者向け再教育
- ・出張講義 等



ドライバー養成・育成

業務に必要な様々な車種をラインナップ  
企業様ごとに最適な免許取得スケジュールをご提案

- 普通・大型・大型特殊・けん引・普通二種・大型二種

お問い合わせはこちらまで

適性診断・運行管理者講習はWEBからご予約が可能です

安全研修センターWEBサイト

飛鳥ドライビングカレッジ川崎

〒210-0025 神奈川県川崎市川崎区下並木 97  
京浜急行本線・JR南武線 八丁畷駅より徒歩2分

安全研修センター直通

☎ 044-380-5510 FAX 044-380-6610

受付時間 9:00~20:00(日祝は17:30)  
定休日 月曜日



<https://aska-stc.co.jp/>

# 神奈川県トラック協会 会員事業者様 限定

## 相模原サービスセンターでの適性診断 (初任診断・適齢診断)のご案内

### 【実施日及び開始時間】

4月の開催はありません

5月23日(金) 10:00～ 12:00～ 14:00～ 計3回

- 受診手数料は神奈川県トラック協会からの助成があるため2,400円です。  
ただし、助成可能人数を超える場合、全額(4,800円)の負担となります。
- ご予約は実施月の最初の営業日にお電話にて承ります。(045-471-7401)
- なお、相模原サービスセンターへのお問い合わせはご遠慮ください。

### ※相模原サービスセンターにおける適性診断の終了のお知らせ

この度、ナスバ(独立行政法人自動車事故対策機構)神奈川支所の業務体制の見直し等に伴い、長らくご愛顧いただいております相模原サービスセンターにおける適性診断を、2025年5月23日をもって終了させていただくこととなりました。これまでのご支援に心より感謝申し上げます。

今後につきましては、ナスバ神奈川支所(神奈川県トラック総合会館3階)で実施している適性診断をご利用いただきますようお願い申し上げます。

ご不明点やご質問がございましたら、どうぞお気軽にお問い合わせください。

何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

## 適性診断貸出用機器のお知らせ

自社で  
いつでも!  
一般診断  
受診できます



### 《ご利用料金》

一般診断手数料 2,400円/人

運搬費用 お客様負担

機器ご利用料金 1,100円/日

### 《ご利用の流れ》

- 1 ご利用契約
- 2 機器の搬送
- 3 ご都合の良い時間に受診
- 4 機器の返却
- 5 受診料金等のご精算

ナスバ(独立行政法人自動車事故対策機構)神奈川支所  
横浜市港北区新横浜2-11-1 神奈川県トラック総合会館3階  
TEL 045-471-7401 FAX 045-471-7405

※NASVAにて機器のご利用期間及び受診者数に応じた請求書を月ごとに発行いたします。

※指定の期日までお支払いください。

## 運行管理者等基礎講習・一般講習のご案内

○ご予約はインターネット（<https://k-yoyaku.nasva.go.jp/yoyaku-user>）からお願いいたします。携帯電話、スマートフォンからご予約いただけます。

携帯電話・スマートフォンの方はコチラ



### 基礎講習

開催日	会場	会場住所	予約開始日
2025年度の初回の基礎講習については5月以降予定しております。 詳細な日程等については当機構のHPをご確認ください。			

### 一般講習 ※会場名に（動画）と記載のものは録画映像により受講する動画視聴方式です。

開催日	会場	会場住所	予約開始日
2025年度の初回の一般講習については6月以降予定しております。 詳細な日程等については当機構のHPをご確認ください。			

### 支所内開催

開催日	会場	会場住所	予約開始日
7月以降開催予定 月初を除く平日開業日	NASVA 神奈川支所（動画）	横浜市港北区新横浜 2-11-1-3F	原則開催月 3カ月前より

※詳細についてはインターネット講習予約システムよりご確認ください。  
 なお、お申し込みの際は業態（貨物・旅客）をお間違いのないようご注意ください。

#### 【お問合せ先】

独立行政法人 自動車事故対策機構 神奈川支所 指導講習担当  
 横浜市港北区新横浜2-11-1 神奈川県トラック総合会館3階  
 電話番号：045-471-7401

# 2025 4月の星占い

4月 ★ April

## おひつじ座

3.21~4.19

Aries



牡羊座の4月は、全体運が良く、直感も冴えて活力が高まる時期のようです。周囲とのコミュニケーションを大切に、積極的に行動することで評価アップのチャンスが巡ってきます。

## おうし座

4.20~5.20

Taurus



牡牛座の4月は、注意力が散漫になりやすいようです。焦らず、慎重に物事を進めるように心がけましょう。対人運は好調ですが、健康運は下降気味ですので休養をとりましょう。

## ふたご座

5.21~6.21

Gemini



双子座の4月は、全体的に安定した運気をしているようです。他人の意見よりも自分の直感を信じて行動すると良いかもしれません。金運は安定していますが出費を抑えて堅実に。

## かに座

6.22~7.22

Cancer



蟹座の4月は、家族や友人とのコミュニケーションが円滑に進みそうです。共通の話題などで積極的に交流を持ってみましょう。ストレスを感じた時はリフレッシュを心がけましょう。

## しし座

7.23~8.22

Leo



獅子座の4月は、なるべく自己主張を抑え、周囲とのコミュニケーションに注意を払うようにしましょう。金運と仕事運は好調のようです。自信を持って行動すると良いでしょう。

## おとめ座

8.23~9.22

Virgo



乙女座の4月は、周囲との摩擦や衝突が生じやすく、計画通りに物事が進まなかったりと波乱含みの月になりそうです。焦らず、柔軟に対応しましょう。金運は不安定で無駄遣い注意。

## てんびん座

9.23~10.23

Libra



天秤座の4月は、運勢は比較的安定しており、良い流れが感じられる時期です。積極的に行動することで新しいチャンスに恵まれることもありそうです。休息が良い運勢を保つ鍵です。

## さそり座

10.24~11.22

Scorpio



蠍座の4月は、運気は好調なようです。特に対人運が上昇しており、信用度もアップしそうです。金運は安定した収入が期待できますが、財政管理はしっかりとしましょう。

## いて座

11.23~12.21

Sagittarius



射手座の4月は、月の前半は好調で、思い切った行動が成功への鍵となりそうです。月の後半に入ると少運気が乱れ、予期しないトラブルの発生に注意。冷静に対処しましょう。

## やぎ座

12.22~1.19

Capricorn



山羊座の4月は、全体運が好調へと向かっています。目の前のことを丁寧にこなすことが運気安定のポイントとなるでしょう。金運は思わぬ出費が重なる気配があるので注意。

## みずがめ座

1.20~2.18

Aquarius



水瓶座の4月は、好不調の波が少なく、安定した運気が続くでしょう。対人運も良好で、新しい人脈が広がる可能性もありそうです。交流の場に足を運ぶとよいでしょう。

## うお座

2.19~3.20

Pisces



魚座の4月は、大きな幸運が舞い込む良い運気をしています。流れに任せることが開運の鍵のようです。休養やリフレッシュの時間をしっかり取り、運気を安定させましょう。

神奈川トラック時報 第789号 令和7年4月1日

- 発行所 一般社団法人 神奈川県トラック協会 〒222-8510 横浜市港北区新横浜2-11-1 TEL.045(471)5511 FAX.045(471)9055
- 編集発行人 広報委員長 伊藤保義
- 編集委員 秋元伸介、大門ヒロ子、茅野宏行、柏倉恵太、有安俊哉、小泉恵子、村石久美
- 購読料1部 100円（本紙の購読料は月会費に含まれております）

